

第5期対馬市障害福祉計画

・第1期障害児福祉計画



平成30年3月
長崎県対馬市

はじめに

対馬市では、平成18年4月に施行された障害者自立支援法に基づいて、平成19年3月に「対馬市障害者福祉計画及び障害福祉計画」を、その後も3年毎に障がい福祉サービスなどの確保に関する実施計画の更新を行い、平成25年4月に施行された障害者総合支援法への改正後は、平成27年3月に「第4期対馬市障害福祉計画」を、続いて、平成29年3月に障がいのある人の自立および社会



参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めた「第2期対馬市障害者計画」を策定し、障害福祉施策の推進に向けて取り組んで来たところです。

また、平成30年4月から施行される「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備が行われます。

今回、「第4期対馬市障害福祉計画」の見直し時期であることを受け、平成30年度から平成32年度までの3ヵ年を計画期間と定め、「第5期対馬市障害福祉計画」及び児童福祉法改正による「第1期障害児福祉計画」を策定いたしました。

現在対馬市では、障がい福祉関連資源や、ヘルパー等のサービス従事者の人材が不足している状況で、病院等への送迎、在宅での介護支援、入所施設等まだまだ十分なサービスが提供できていない状態にあります。

今後も、障がいをお持ちの方が安心して生活できるよう障害福祉サービス事業者や関係団体のご協力をいただきながら、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、努力を続けてまいります。

そして市民の方々がこの対馬市に住んでいて良かったと思って頂けるよう共生社会の実現に向けて、引き続き力を注いでいく所存であります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を頂きました対馬市地域自立支援協議会の委員皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

対馬市長 比田勝 尚喜

目 次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	3
4. 計画策定体制	4
第2章 障がい者を取り巻く状況	
1. 人口構成	5
2. 障害者手帳所持者等の状況	6
(1) 障害者手帳所持者の状況	6
(2) 身体障がいのある人の状況	7
(3) 知的障がいのある人の状況	7
(4) 精神障がいのある人の状況	8
(5) 難病患者の状況	9
3. 障害支援区分の認定者数の推移	10
4. 関係団体等ヒアリング調査	11
第3章 障害福祉計画	
1. 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標	18
(1) 施設入所者の地域生活への移行	18
(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
(3) 地域生活支援拠点等の整備	20
(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進	20
(5) 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援	21
(6) 障がいを理由とする差別の解消の推進	21
(7) 難病患者への一層の周知	22
(8) 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方	22
(9) 地域共生社会の実現に向けた取組等の推進	22
2. 障害福祉サービス等の量の見込み	23
(1) 訪問系サービス	23
(2) 日中活動系サービス	24
(3) 居住系サービス	27
(4) 入所系サービス	28
(5) 相談支援	29
(6) 就労定着支援事業（新規事業）	30
(7) 自立生活援助（新規事業）	30
3. 地域生活支援事業の推進	31
(1) 理解促進研修・啓発事業	31
(2) 自発的活動支援事業	31

(3) 相談支援事業	31
(4) 成年後見制度利用支援事業	32
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	33
(6) 意思疎通支援事業	33
(7) 日常生活用具給付等事業	34
(8) 手話奉仕員養成研修事業	34
(9) 移動支援事業	35
(10) 地域活動支援センター機能強化事業	35
(11) 訪問入浴サービス事業	36
(12) 日中一時支援事業	36
(13) 更生訓練費給付事業	36

第4章 障がい児の支援に関する調査

1. お子様への支援アンケート	38
2. 調査の結果	39
3. 関係団体等ヒアリング調査	57

第5章 障害児福祉計画

1. 子ども・子育て支援等の体制整備	59
(1) 障がい児の受入れ体制整備	59
(2) 障がい児支援等に関する情報発信	59
2. 障がい児支援の提供体制に係る目標	60
(1) 児童発達支援センター設置	60
(2) 保育所等訪問支援体制の構築	60
(3) 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	60
(4) 医療ケア児が適切な支援を受けられるための保健、医療、障がい福祉、保育教育等の関係機関の連携を図る協議の場の設置	61
3. 児童福祉法によるサービス等の量の見込み	62
(1) 障害児通所支援・障害児相談支援	62
(2) 居宅訪問型児童発達支援事業（新規事業）	63

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制	64
2. 人材の確保・質の向上	64
(1) 専門職員の確保	64
(2) 職員等の資質向上	64
3. 計画の進行管理	64

～「障害」と「障がい」の表記について～

本計画書では、施設名などの固有名詞や法令用語などを除き、人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記しています。

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景

我が国における障がい者を取り巻く環境は、今日にいたるまでめまぐるしく変化してきました。

国においては、平成 12 年、社会福祉基礎構造改革が始動し、「個人が尊厳を持ってその方らしい自立した生活が送れるように支える」という理念の下に、従来の措置制度について利用者本位の観点から見直しが行われ、平成 15 年には障がい者自身が希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。

そして、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、これまで身体・知的・精神などの障がい種別ごとに対応してきた障害福祉サービスを「市町村を中心に、年齢、障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という方向が示されました。また、計画的なサービス提供基盤の整備のため、「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

その後、障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成 25 年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者等に対する支援の拡充を行い、障害福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講じることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとしました。

本市では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成 18 年度の第 1 期障害福祉計画の策定以来、通算 4 期にわたって障害福祉計画を策定してきました。この計画の見込量等の実績や障がい者等の意向を踏まえたうえで、国の基本指針に則して、平成 30 年度から平成 32 年度までの障がい者施策の提供体制の確保に係る成果目標と、サービス見込量を定めた「第 5 期対馬市障害福祉計画」を策定します。

また、平成 28 年に、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年度から、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害児通所支援等の提供体制の整備と円滑な実施を確保していくため、国の基本指針に則して、平成 30 年度から平成 32 年度までの障がい児施策の提供体制の確保に係る成果目標と、サービス見込量を定めた「第 1 期障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

平成15年 「支援費制度」の導入

障がい者の自己決定を尊重するため、行政が障がい者に必要なサービスの内容等を決定する措置制度から、障がい者が自ら事業者と契約し、サービスを選択でききる支援費制度へと転換。

平成18年 「障害者自立支援法」が施行

身体障がい者及び知的障がい者に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がい者も含めた一元的な制度を確保。また、市町村及び都道府県において障害福祉計画の策定を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入。

平成23年 「障害者基本法」の改正

障がい者の定義に発達障がいも明記されたほか、その他の心身機能の障がいのある人も障がい者と捉えること、障がいを機能障害のみではなく社会的障壁で捉えることが規定。

平成25年 「障害者総合支援法」の制定

法律の基本理念として新たに「共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われること」が掲げられ、障がい患者の範囲の見直しやサービスの充実強化等が実現される。

平成28年 「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正(平成30年4月1日施行)

障がい者が自ら望む地域生活が営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進。障害児通所・入所支援などについて、市町村及び都道府県において障害福祉計画の策定を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを導入。

平成28年 「発達障害者支援法」の改正

平成17年の施行後、約10年が経過し、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正。切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の現実に資することを目的に規定。

2. 計画の位置付け

本計画は、「第2期対馬市障害者計画（2017年度～2026年度の10ヶ年計画）」の「思いやりの心を育む、誰もが安心して暮らしやすい共生のまちづくり」を基本理念として、「ともに守る」、「ともに生きる」、「ともに参加する」の3つの基本目標を実践するための計画と位置づけ、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に関して定めるものです。

障害者総合支援法 第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第33条の20

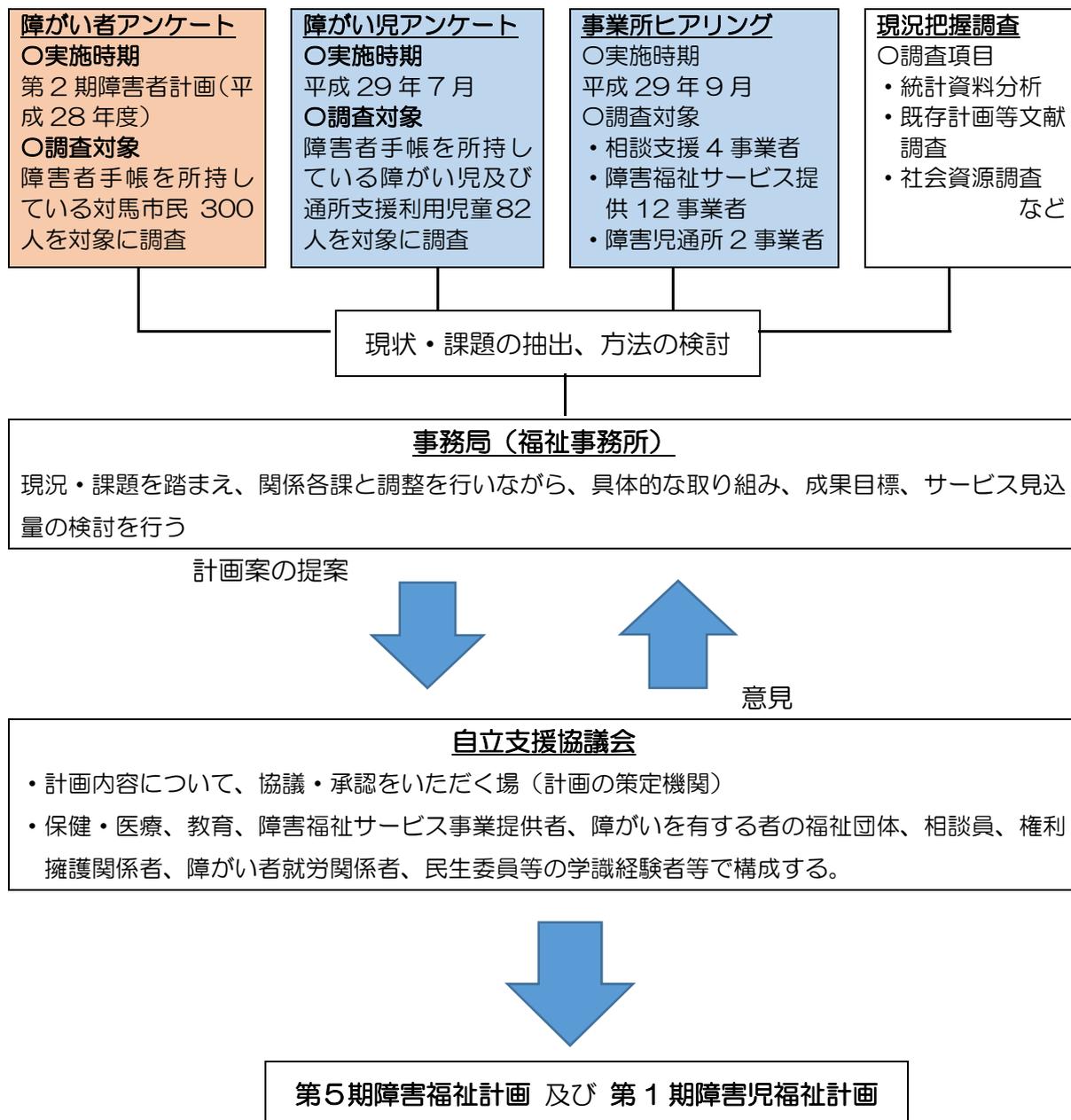
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

第5期障害福祉計画に関しては、3年を1期として定める障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画であること、また、第1期障害児福祉計画に関しても、3年を1期として定める児童福祉法に基づく障害児通所支援等の確保に関する計画であることから、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間と定めます。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第4期障害福祉計画	第5期障害福祉計画		
	第1期障害児福祉計画		
計画策定	(調査・分析・評価)	(調査・分析・評価)	計画見直し

4. 計画策定体制



第2章

障がい者を取り巻く状況

1. 人口構成

本市の総人口は、一貫して減少傾向にあり、平成7年の43,513人から平成27年の31,457人と、この20年間で12,056人減少しています。

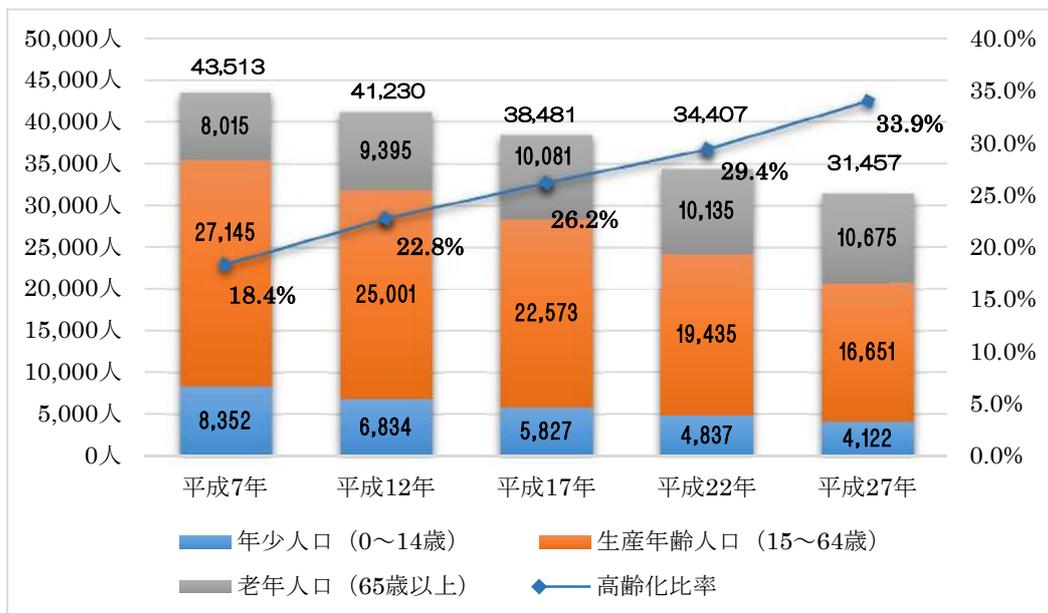
年代3区分で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続くなか、高齢者人口（65歳以上）の増加が顕著となっており、この20年間で2,660人増加しています。

また、平成27年では高齢化率33.9%となり、3割を超えています。

〈年齢3区分別人口の推移〉

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口（0～14歳）	8,352	6,834	5,827	4,837	4,122
構成比	19.2%	16.6%	15.1%	14.1%	13.1%
生産年齢人口（15～64歳）	27,145	25,001	22,573	19,435	16,651
構成比	62.4%	60.6%	58.7%	56.5%	52.9%
老年人口（65歳以上）	8,015	9,395	10,081	10,135	10,675
構成比	18.4%	22.8%	26.2%	29.4%	33.9%
年齢不詳	1	0	0	0	9
総人口	43,513	41,230	38,481	34,407	31,457

〈年齢3区分別人口の推移〉



資料：国勢調査

※総人口については、年齢不詳を含む

2. 障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

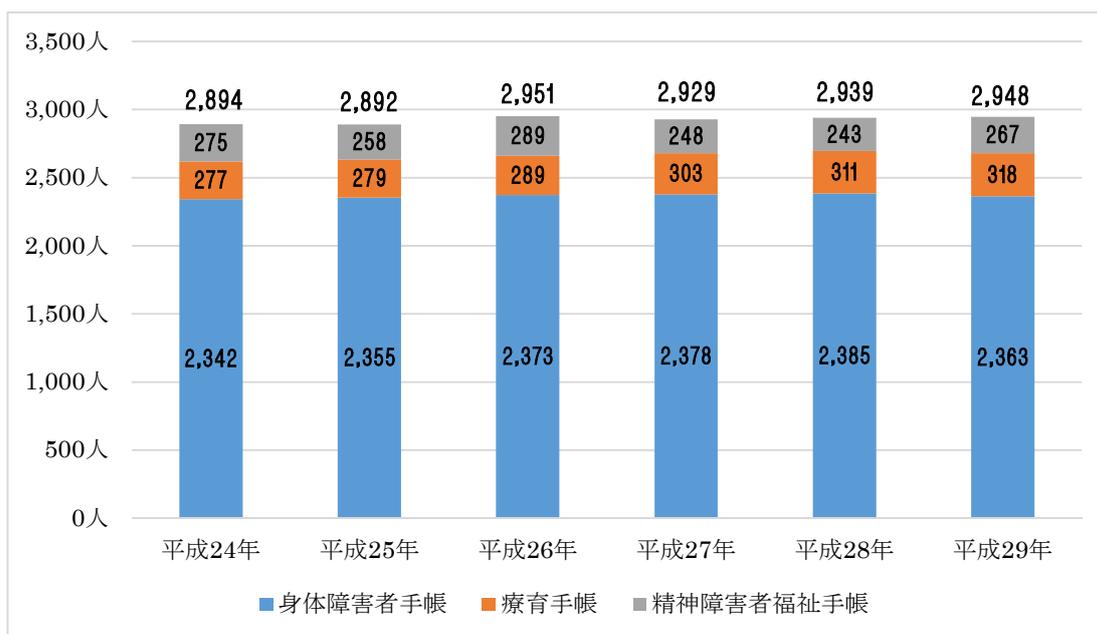
障害者手帳所持者は、平成 24 年の 2,894 人から平成 29 年の 2,948 人と、年々増減はあるものの、平成 26 年以降は、概ね 2,950 人前後で推移しています。

〈各種障害者手帳の所持状況の推移〉

単位：人

区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障害者手帳	2,342	2,355	2,373	2,378	2,385	2,363
療育手帳	277	279	289	303	311	318
精神障害者福祉手帳	275	258	289	248	243	267
障害者手帳所持者数	2,894	2,892	2,951	2,929	2,939	2,948

〈各種障害者手帳の所持状況の推移〉



資料：市福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

（※平成 26 年の精神障害者福祉手帳は、10 月 1 日現在）

(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成24年の2,342人から平成28年の2,385人と増加傾向にありましたが、平成29年は2,363人と前年より22人減少しています。

平成29年を年代別にみると、18歳以上の手帳所持者数が2,340人で99.0%を占めています。

また、障がい程度別にみると、最重度である1級が最も多く593人で25.0%を占め、4級が538人で22.8%を占めて続いています。

障がい種別でみると、肢体不自由が最も多く、1,133人で47.9%を占め、内部障がい679人で28.7%を占めて続いています。

〈身体障害者手帳所持者数の推移〉

単位：人

区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
合 計		2,342	2,355	2,373	2,378	2,385	2,363
年 代 別	18歳未満	21	20	22	24	22	23
	18歳以上	2,321	2,335	2,351	2,354	2,363	2,340
障 が い 程 度 別	1級	613	627	616	614	595	593
	2級	359	367	365	369	356	344
	3級	489	468	484	468	471	458
	4級	529	538	547	548	548	538
	5級	147	153	156	158	162	160
	6級	205	202	205	221	253	270
障 が い 種 別	視覚障がい	196	194	179	176	171	164
	聴覚・平衡機能障がい	306	301	313	317	346	368
	音声・言語・そしゃく機能障がい	20	20	20	20	19	19
	肢体不自由	1,122	1,138	1,172	1,169	1,159	1,133
	内部障がい	698	702	689	696	690	679

資料：市福祉事務所（各年3月31日現在）

(3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者の推移をみると、平成24年の277人から平成29年の318人と41人増えており増加傾向にあります。

平成29年を年代別で見ると、「18歳以上」が267人で84.0%を占めています。

障がい程度別にみると、「B（中・軽度）」が178人で54.3%を占めて、「A（重度）」より割合が高くなっています。

〈療育手帳所持者数の推移〉

単位：人

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合 計		277	279	289	303	311	318
年代別	18 歳未満	35	32	38	46	44	51
	18 歳以上	242	247	251	257	267	267
障がい程度別	A (重度)	134	119	124	144	142	140
	B (中・軽度)	143	160	165	159	169	178

資料：市福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

（４）精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移をみると、平成 24 年の 275 人から平成 29 年の 267 人と若干減少していますが、年度ごとには増減しながら推移している状況です。

平成 29 年を年代別にみると、20 歳～64 歳未満が 202 人で 75.7%を占めて最も割合が高く、20 歳未満は 3 人で 1.1%と非常に割合が低くなっています。

障がいの程度別にみると、2 級が 63.3%で最も割合が高く、1 級が 38 人で 14.2%と最も低くなっています。

〈精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〉

単位：人

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
合 計		275	258	289	248	243	267
年代別	20 歳未満	3	2	0	1	5	3
	20 歳～64 歳	216	208	216	186	185	202
	65 歳以上	56	48	73	61	53	62
障がい程度別	1 級	38	37	42	42	36	38
	2 級	178	172	188	160	154	169
	3 級	59	49	59	46	53	60

資料：市福祉事務所（各年 3 月 31 日現在）

（※平成 26 年の精神障害者福祉手帳は、10 月 1 日現在）

(5) 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾患であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。例えば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの疾病が指定されています。

難病のうち、平成 26 年 12 月までは、130 の疾患が国の難病性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56 の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514 疾患（11 疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成 27 年 1 月 1 日からは、「難病の患者に対する医療費に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。平成 29 年 4 月現在、医療費助成制度の対象となる指定難病は 330 疾病、小児慢性特定疾病は 704 疾病となりました。

本市では、特定疾病の医療費受給者証交付件数は、平成 29 年は 331 件で年々増加しています。

〈特定疾患医療費受給者証交付証交付件数の推移〉

単位：件

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特定疾患医療受給者証交付件数 （特定医療費（指定難病）支給認定件数）	290	312	331

資料提供：長崎県（各年 3 月 31 日現在）

3. 障害支援区分の認定者数の推移

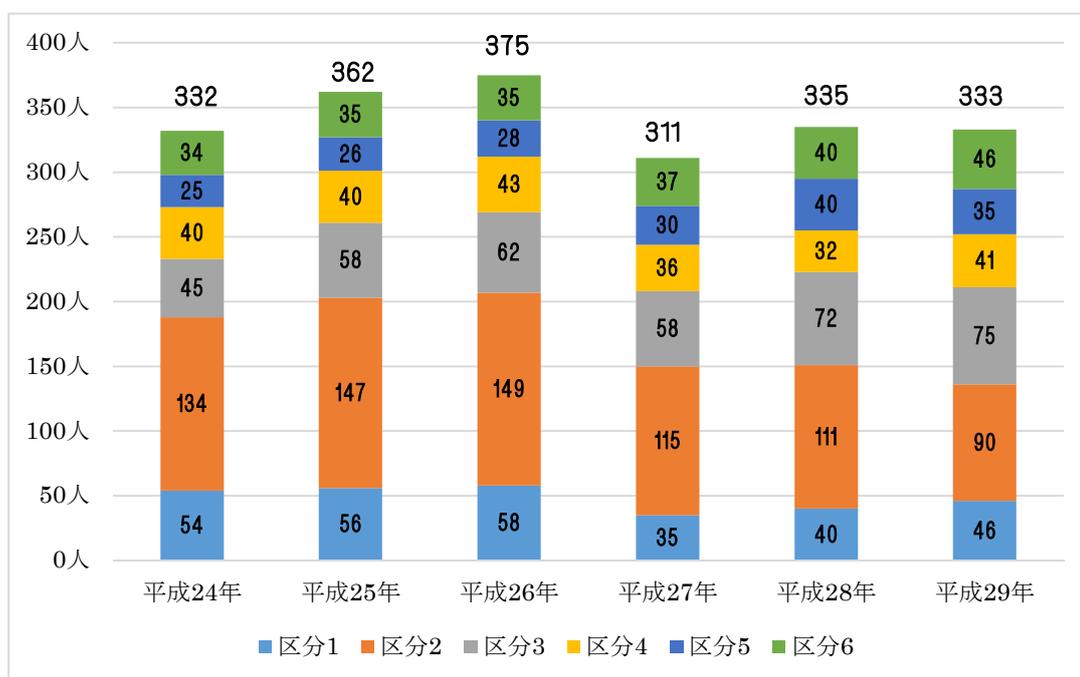
障害支援区分の認定者数は平成24年の332人から平成26年の375人と増加しましたが、介護保険制度への移行や、障害福祉サービスの資源の問題による利用者の減少があり、平成29年は333人で推移しています。

平成29年の障害支援区分の程度をみると、区分2が90人と27.0%を占めて最も割合が高く、次に、区分3が75人と22.5%を占めて続いています。

〈障害支援区分の認定者数の推移〉

単位：人

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
区分1	54	56	58	35	40	46
区分2	134	147	149	115	111	90
区分3	45	58	62	58	72	75
区分4	40	40	43	36	32	41
区分5	25	26	28	30	40	35
区分6	34	35	35	37	40	46
合計	332	362	375	311	335	333



資料：市福祉事務所（各年3月31日現在）

4. 関係団体等ヒアリング調査

(1) ヒアリングの概要

① 関係団体等ヒアリングの目的

「第5期対馬市障害福祉計画」の策定にあたり、個別の具体的なニーズを、当事者などの声に直接耳を傾けることにより、詳細な状況や、今抱えている様々な問題等を把握することを目的として実施しました。

ヒアリングの内容としては、課題・問題点や今後の要望などを中心に意見等を伺いました。

② 調査方法

文書による照会調査を実施しました。

③ 調査協力団体・事業者等

○サービス提供事業者

- ・対馬恵風館（施設入所支援事業所）
- ・上県地域活動所さわやか（就労継続支援 B 型事業所）
- ・杉の木ホーム（就労継続支援 B 型事業所）
- ・あゆみ園（就労継続支援 B 型事業所）
- ・ハークハウスほのぼの（就労継続支援 B 型事業所）
- ・対馬市社会福祉協議会 上県町訪問介護事業所（居宅介護事業所）
- ・米寿会居宅介護支援センター（居宅介護事業所）
- ・ホームヘルプサービスわたづみ（居宅介護事業所）
- ・いづはらショートステイセンター（短期入所事業所）

○相談支援事業者

- ・障がい福祉相談支援事業所 ハートフルサポート
- ・対馬市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所
- ・障がい福祉相談支援事業所 ふれあいさぼーと
- ・米寿会相談支援センター

④ 調査内容

○サービスを提供する上での問題点や課題について《サービス提供事業者》

サービスの提供にあたって、現在感じている問題点や課題などがありましたらお聞かせください。

○支援する上での問題点や課題について《相談支援事業所》

障がい者を支援する上で、問題点や課題等がありましたらお聞かせください。

○独自支援や連携状況等

障がい者のための独自の支援、他の支援団体・行政・事業所との連携状況など、何かありましたらご記入ください。

○就労、地域生活への移行

今後、障がい者を就労・地域生活へ移行させるためのには、何が必要だと思いますか。

○地域生活支援拠点等の整備

国は、第4期障害福祉計画から継続して第5期障害福祉計画においても、平成32年度末までに各市町村又は県の圏域毎に「地域生活支援拠点等」を少なくとも一つを整備するよう基本指針が示されました。本市でも、今後設置に向けて検討を行ってまいります。整備方法や貴事業所で取り組める「求められる機能」等について、ご意見やご要望などがありましたらご記入ください。

○その他

ご意見、ご要望を含め、何かございましたらご記入ください。

(2) ヒアリングの結果

関係団体から頂いた様々な意見を記載しています。

【具体的な意見】

○サービスを提供する上での問題点や課題

- ・短期入所（ショートステイ）が空床利用となるため、利用者のご希望に添えない状況です。
- ・居宅介護（ホームヘルプ）サービスを必要としている利用者に対して、従事する職員が少なく、事業所では人員確保ができず新規利用者の受入れが困難な状況です。
- ・巖原市内、雞知、仁位、比田勝など主要な町から遠く離れた遠隔地のサービスが不足しています。
- ・全体的なサービスの不足と、それを補う人材が不足しています。
- ・利用者の気分や都合で、当日キャンセルがあり困っています。
- ・食材費等に使える金額が限られ、食材不足で調理に困る時があります。
- ・利用者やご家族がサービスに対する依存度が高いと感じています。
- ・サービス利用者の家族の日頃の介護状態があまり見えてこない状況です。
- ・現時点の懸念としまして、平成30年末で就労継続支援の食事提供加算の見直しがあるため、今後、万が一加算が廃止になると、現在のサービス利用者の自己負担が増えてしまうため、サービスが利用できなくなる方も出てくると考えます。
- ・就労継続支援で重度の利用者が、安全かつ安心して取り組める生産活動が少ないため、収益の増加につなげることができない状況です。
- ・就労継続支援の利用者が高齢化しており、比較的体力を要する現在の生産活動が

身体的に難しくなりつつあります。これからも従事してもらえる生産活動の掘り起こしが必要です。

- 対馬の上地区では、障がいの居宅介護サービスの利用を希望されていても事業所が見つからないことがあります。
- 就労継続支援の利用者の高齢化及び重度化が進んでおり、実際に就労することが困難になってきている方が増えているのが現状です。一方で、原則65歳以上の介護保険への移行の流れがあるが、市内の養護老人ホームは待機者が多く、例え介護認定を受けたとしても希望どおりの施設利用は難しい状況です。また、居住の場であるグループホーム等の設置状況も圧倒的に数が足りておらず、保護者の高齢化に伴って今後は整備が重要であると考えます。
- 就労継続支援の利用者の確保が対馬の上地区では難しい状況です。また、精神障がい者の利用者が多く、日々の生活、地域生活でのストレスなどで不安定となり、通所を続けることが難しい方が多くいます。
- 在宅の障がい者を世話されている家族の高齢化に伴い、施設を希望される方が増加しつつあり、地域でそのまま生活する環境は整っておらず、障害者支援施設が地域拠点として担う役割が大きいことは理解しています。施設内でも高齢化は進み、最高齢者は80歳となり老人施設への移籍も進めていますが、慣れた環境を希望されるため、年々平均年齢は高くなっていると同時に、ADLの低下も著しく、施設職員も更に高い専門性が求められています。島内の人口減少のあおりを受け、人材確保に苦慮しているうえに、なおかつ、専門性が必要となると施設運営も大変厳しい現状になっております。人材育成の研修・養成の努力を重ねていますが、満足できるものではありません。また、高齢化に応じて、医療ニーズも高まっており、支援の範囲が広がっているため、医療関係との連携は今後ますます重要です。

○支援する上での問題点や課題について《相談支援事業所》

- 全体のサービス量や種類が不足しています。種類については、どうにもならない面がありますが、量についてはそれを補う人材の不足という切迫した課題があります。
- 特に北部において、利用できるサービスが少ない。
- 使えるサービスの種類、量ともに少ない。
- 医療（医師、担当看護師）との連携が難しい。
- 公共交通機関に頼れずに、一人ひとりの訪問時の移動距離も長い。
- 障がいに対する偏見が強いと感じます。
- 島内の入所希望者は多く、入所施設、短期入所施設が不足しています。
- 在宅で生活するための夜間サービス（排せつ、フェリー等発着に対応した移動支援）が不足しています。

○独自支援や連携状況等

- サービス利用において、担当の相談支援員との連絡調整がうまくいかないことがありました。
- サービス利用者の生活状況や問題点など、関係機関に相談、報告を行っています。
- 相談支援事業所を主として、関連する事業所との連携は密に行っています。
- サービス提供や事業所運営における相談を、行政に気軽に相談しています。
- 行政や企業などで島おこし事業として行われている加工品などについて、その部品などの制作を重度の障がいを持つ利用者に受託させていただき、自立心や工賃の向上につなげるための連携が図れないか考えています。
- 就労継続支援の利用者の定期受診等の際には、同法人の居宅介護サービス事業所の通院介助サービスを利用して、安心して受診ができています。公共の交通機関の利用が困難な利用者が大多数であるため、同じ居宅介護サービス事業所の移動支援を行ってもらい、買い物や外出を通して心身のリフレッシュや社会参加の機会を維持できています。
- 市内2箇所の地域活動センターや精神科デイケアとの交流行事等が始まり、地域のボランティア、民生委員等との交流を重点に置き、地域復帰、社会への復帰を目指し活動しています。
- 障害者支援施設では、同法人内の相談支援事業所と連携し、定期的に個別支援計画を作成し、利用者の高齢化やニーズに応じた支援計画で安定した支援実施を行っています。また、同法人の資源等を活用した老人福祉施設への移籍の検討、清掃業務や陶芸作業による就労支援の体制を整えて支援しています。
- 障害者支援施設では、市、社協、地域行事に参加し、近隣小学校との交流による地域参加を行っています。また、小学校の廃校に伴い引き継いだ美化、ボランティア活動を行っています。
- 障害者支援施設では、地区消防団との災害時の協力体制を整備しています。
- 法人内の事業所が多いこともあって、サービス事業所との連携は密に取れています。
- サービス提供や事業所運営における相談は、担当行政に気軽に相談させて頂いています。
- 通院時や買い物時の送迎サービスを独自事業で実施しているため、支援が容易にできます。
- 障がい者のサービス事業所と連携して、社協の日常生活自立支援事業の金銭管理を利用しています。
- 障がい者関係機関の研修会等、毎回参加して情報共有をしています。
- 同法人が運営する障害者支援施設から、利用者に変化があればすぐに連絡をもらえる体制が整っており、十分な連携が取れています。
- 他の相談支援事業所との情報交換や、時には指導をしていただくなどの横のつながりを大切にしています。

- 直接サービスを提供される事業所から、利用者の体調変化や新しい気づきについて情報をもらうことで、更に利用者のニーズに即した支援へつなげることができ
ます。
- 島外へ転居後、転居先の相談支援事業所と連携をとることで、統一した支援を継
続できています。

○就労、地域生活への移行の為に必要なこと

- 家族や福祉関係、地域の人たちの理解が必要だと思います。
- 障害者就業・生活支援センターの設置が必要です。
- 地域移行・定着支援事業所の設置が必要です。
- 企業側の理解を深める働きかけが必要です。
- 地域において、まず障がい者に対する理解を深め、社会参加の促進を図ることが
必要です。
- 雇用に対する協力事業所の発掘が必要です。
- バスが一日に数本しかなく不便なため、買い物や通院の際は、ほとんどの障がい
者が福祉サービスやタクシー利用しています。公共交通やインフラ整備が必要で
す。
- 都市部に比べ、障がい者の働く場所がなく、対馬では就労継続支援A型事業所も
ないため、障がい者が自立しながら、安心して地域生活をするために働く場所の
確保が必要です。
- 未だ、目に見えない差別意識などもあるようで、周囲に配慮しながら生活してい
る家庭もあります。差別意識を無くし、地域包括支援の取り組みが必要です。
- 対馬圏域においても、障害者就業・生活支援センターの設置が必要だと考えます。
- 中途障がいである統合失調症等の精神障がい者が増加傾向にあると聞きます。就
労・地域生活への移行において、医療機関や相談支援事業所、障害者就業・生活支
援センター等との連携が不可欠であると思います。
- グループホーム等の居住の場の拡充や、一旦就労した障がい者が長く勤続できる
ように、心のケアも含めた定期的なサポートが必要であると考えます。また、地
域生活を定着させるためには、私たち福祉関係者だけでなく、地域の方々の障が
い者に対する理解を深めるとともに、協力を促していく取り組みが大切ではない
かと思います。
- 現在、当法人では市内3箇所グループホームを運営していますが、すべて定員
に達している状況であるため、新規利用者の受入れは困難です。空き部屋等を体
験で利用させることで、障がい者自身や保護者の将来を見据えた取り組みができ
るのではないかと考えます。
- 行政機関との情報交換を密にして、就労継続支援の利用者への偏見をなくさせる
地域への周知活動が必要だと思います。

- 市、社協、医療、福祉、民生委員が共有の情報を持ち、個別支援に基づき障がい者が充実した生活ができるように支援することが必要です。
- 能力はあっても、コミュニケーションがとれず、人間関係で悩み就労の継続ができない方もいます。引きこもりや障がい者対象のコミュニケーション支援の充実を図ることが必要です。

○地域生活支援拠点等の整備

- どの機関を拠点とするか、どのような役割をもたせるのか等、検討・協議にあっては、自立支援協議会が主導すべきだと考えます。
- 日中活動支援の場である当事業所は、就労の機会の提供を行いながら、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを行っています。そのため、当施設での機能として、通所利用される利用者や保護者から寄せられる相談等を、相談支援事業所や市役所等関係機関へつなげることや、居宅において発生した問題について、日中活動サービスの範囲の中ではありますが、解決できるようサポートしていく取り組みはできると考えています。
- 今後、「親亡き後」をどのようにすべきかに重点を置き、グループホームなどの障がい者が生活できる住居や施設、緊急時に受け入れられるショートステイなどのサービスの拡充が急務ではないかと考えます。
- 各関係団体と緊急時の連絡体制等を確立して、障がい者が安心して暮らしていける地域づくりが必要です。
- 地域で生活している障がい者や家族の方々に、障害者支援施設のことをもっとアプローチし、緊急時の短期入所、緊急入所の受け入れ、相談等の地域生活支援に取り組めるようにしたいが、制度的な制限等で対応できないことも多くあるので、現在の資源を有効活用できるよう、市独自の施策を整備してほしい。
- 障害者支援施設では、災害時の避難所など拠点施設の活用はできます。
- 厚生労働省のHPによると、「今後、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え」とあり、対馬市にも、同居の両親の支援を受けながら生活している障がい者が知っているだけでも複数いらっしゃいます。そのような方々のご両親が亡くなった後、自宅で生活するにはとても難しいと思われ、やはりグループホームの増設が必要でないかと思われま。
- 緊急時の受け入れ、対応できるショートステイ等の確保が難しいと思います。医療機関で受け入れが可能になると良いと感じています。

○その他

- 特に重度の障がいをお持ちの方にとって、親亡き後に住み慣れた対馬で安心して生活していくためには、居住の確保が最も重要と考えます。親が高齢となり自宅での支援が難しくなり、島外の施設に入所される障がい者も多くいると聞きます。そのような方を支えることができるサービスが対馬市にないため、住み慣れ

た地域を残念ながら離れてしまっている現状を改善するために、グループホームやショートステイなどの居住できる施設の整備や拡充が急務であると思います。

- 福祉への理解や利用者の虐待などを未然に防ぐため、専門性を持った人材の確保が重要であり、島外の福祉専門学校や大学等への働きかけ、人材の確保に行政も取り組んでいただきたいと思います。
- 対馬市も少子高齢化が進み、小中学校の廃校や空き家が増えていくと予想されます。是非、その建物を福祉的な事業に有効活用できるような体制づくりをご検討ください。
- 人手不足の中、大変な事業であり、多くの組織・団体を巻き込んで協働しなくては実現不可能に思えますが、形骸的なものでなく本当の拠点となり障がいを持つ人々が、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいくために、何か微力でも関わることができるならお手伝いをさせていただきたいと思います。

第3章

障害福祉計画

1. 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

①施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上が地域生活へ移行することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本指針に基づいて、9%以上（6 人以上）を地域生活に移行とすべき本計画では、本市の実情を考慮し、地域生活移行人数を 6 人と推計します。

	人数	考え方
施設入所者数	65 人	平成 28 年度末時点の入所者数
目標年度の地域移行者数	6 人	施設入所からグループホーム等への移行見込み

②施設入所者の削減

国の基本指針
平成 32 年度末の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方
国の基本指針に基づいて、2%以上（2 人以上）を削減すべき本計画では、本市の実情を考慮し、削減数を 3 人と推計します。

	人数	考え方
施設入所者数	65 人	平成 28 年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数	62 人	平成 32 年度末の施設入所者数
削減見込み	3 人 4.6%	削減見込み

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

国の基本指針

平成 32 年度までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本として、目標に設定する。

目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、本市においては、保健・医療・福祉関係者で構成する自立支援協議会を協議の場として位置付けて実施します。

②精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の設定

国の基本指針

平成 32 年度の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）を基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、精神病床における 1 年以上長期入院患者数の減少を基本とします。本市においては、32 年度の 65 歳未満の地域移行数を 6 人（平成 29 年 6 月 30 日現在 24 人）、65 歳以上の地域移行数を 3 人（平成 29 年 6 月 30 日現在 16 人）と県が定める目標により地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めます。

	人数	考え方
目標年度の 65 歳未満地域移行者数	6 人	施設入所から障がい者施策による移行見込み
目標年度の 65 歳以上地域移行者数	3 人	施設入所から高齢者施策による移行見込み

③精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点、6 か月時点、1 年時点）

国の基本指針

平成 32 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上、6 か月時点の退院率を 84%以上、1 年時点の退院率を 90%以上とすることを基本として、目標に設定する。

目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、地域移行を進める事を基本としますが、本市においては、県が定める目標数値を参考としながら地域移行推進を行うこととし、地域の実情とグループホーム等居住の場の確保並びに支援体制の連携強化を図りながら進めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

目標設定の考え方

本市においては、国の基本指針に基づいて平成 32 年度までに 1 つの地域生活支援拠点を整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

国の基本指針

平成 32 年度中に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行するとともに、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成 28 年度末から 2 割以上の増加及び利用者の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所が全体の 5 割以上、また、就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上達成することを基本として、目標値を設定する。

目標設定の考え方

本市においては、平成 28 年度の一般就労移行者がいないものの、一般就労移行者の推進を目指す国の基本方針に基づき、福祉施設から一般就労への移行者数を 6 人と推計します。

また、就労移行支援事業の利用者数に関しては本市の実情を考慮し、6 人と推計します。

	人数	考え方
一般就労移行者数	0人	平成28年度実績
目標年度の一般就労移行者数	6人	平成32年度の一般就労移行者数
就労移行支援事業の利用者数	1人	平成28年度末の利用者数
目標年度末の就労移行支援事業の利用者数	6人	平成32年度末の利用者数

(5) 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

国の基本指針
<p>① 市町村及び都道府県においては、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障がい者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うよう求めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、虐待防止研修の受講を徹底するとともに虐待防止委員会の設置を促すなどの指導助言を継続的に行うこと。</p> <p>③ 市町村及び都道府県は、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること。</p> <p>④ 市町村は、虐待を受けた障がい者等の保護及び自立の支援を図るため、一時保護のために必要な居室の確保のために地域生活支援拠点を活用するとともに、都道府県は必要に応じて、一時保護のために必要な居室の保護について市町村域を超えた広域的な調整を行うこと。</p> <p>⑤ 指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修等の実施が必要であること。</p>

(6) 障がいを理由とする差別の解消の推進

国の基本指針
<p>① 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の対象となる障がい者はいわゆる障害者手帳の所持者に限られないこと。</p> <p>② 市町村及び都道府県は、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があること。</p>

(7) 難病患者への一層の周知

国の基本指針

- ① 特定医療費の支給認定を行う都道府県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行う等の取組みにより、障害福祉サービス等の活用が促されるようにすること。
- ② 都道府県等は、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者や重症心身障害児者、医療的ケア児等の障がい者の特性に応じ適切な支援についても十分に理解が図られるようなものとする。

(8) 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

国の基本指針

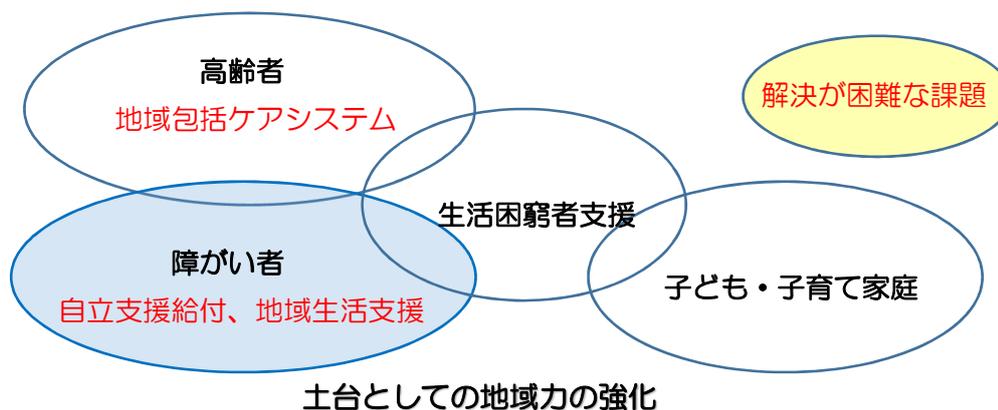
- ① 市町村等が成年後見制度の利用促進に関する施策を講じるに当たっては、平成 29 年度以降に各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進計画との整合性が保たれるようにすること。

(9) 地域共生社会の実現に向けた取組等の推進

国の基本指針

- ① 制度・分野ごとの「縦割り」や、地域のすべての住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進すること。

地域共生社会の実現に向けた包括的かつ総合的な支援体制



人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく。

2. 障害福祉サービス等の量の見込み

平成 30 年度から平成 32 年度までの障害福祉サービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 訪問系サービス

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス)を充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に応えられるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者(障害支援区分1以上)	障がい者の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要	障がい者の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする方(障害支援区分3以上)	障がい者が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ① 四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・ALS患者など、呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ② 強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等を踏まえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供します。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護 重度訪問介護	人/月	106	117	110	111	114	96
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援							
	時間分/月	1,356	1,308	1,408	1,250	1,459	1,124

※平成 29 年度実績は 7 月現在（障害者自立支援給付事業報告 8 月分）を記載しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護	利用者数/月	97	98	99
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援				
	時間分/月	1,164	1,176	1,188

（2）日中活動系サービス

地域生活を送る上で希望に応じたサービス利用を保障するため、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）及び短期入所事業について、充実させます。

また、就労移行支援事業等の推進により、今後さらに障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに18か月以内の利用期間が設定されます）
自立訓練（生活訓練）	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間が設定されます）
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。（利用者ごとに24か月以内の利用期間が設定されます）
就労継続支援（A型）	就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方で（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、雇用には結びつかなかった方 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない方	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援（B型）	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される方</p> <p>①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方</p> <p>②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった方</p> <p>③ 50歳に達している方</p> <p>④ 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方</p>	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>
短期入所（ショートステイ）	<p>介護者の病気などで一時的に居宅での介護が受けられなくなり、短期間施設への入所を必要とする障がい者</p>	<p>障がい者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。</p>

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人/月	72	71	72	70	72	69
	人日/月	1,404	1,477	1,404	1,478	1,404	1,467
自立訓練（機能訓練）	人/月	2	1	2	0	2	0
	人日/月	46	22	46	0	46	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1	0	1	0
	人日/月	23	26	23	0	23	0
就労移行支援	人/月	2	0	2	3	2	1
	人日/月	46	0	46	32	46	22
就労継続支援A型	人/月	5	5	5	4	5	3
	人日/月	105	96	105	91	105	67
就労継続支援B型	人/月	115	119	120	124	120	118
	人日/月	2,243	2,481	2,340	2,530	2,340	2,553
短期入所	人/月	3	2	5	3	5	3
	人日/月	21	22	30	17	30	46

※平成29年度実績は7月現在（障害者自立支援給付事業報告8月分）を記載しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用者数/月	68	67	66
	人日分/月	1,564	1,541	1,518
自立訓練（機能訓練）	利用者数/月	4	4	4
	人日分/月	92	92	92
自立訓練（生活訓練）	利用者数/月	4	4	4
	人日分/月	92	92	92
就労移行支援	利用者数/月	6	6	6
	人日分/月	138	138	138
就労継続支援A型	利用者数/月	4	4	4
	人日分/月	92	92	92
就労継続支援B型	利用者数/月	118	118	118
	人日分/月	2,714	2,714	2,714
短期入所	利用者数/月	4	4	4
	人日分/月	56	56	56

（3）居住系サービス

施設入所や精神科病院入院から地域生活への移行を希望する障がい者の居住の場を確保するとともに、地域生活支援拠点等の基幹施設の整備のためにグループホームの充実を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
共同生活援助 （グループホーム）	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している方で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な方	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助	人/月	55	71	57	70	59	58

※平成 29 年度実績は 7 月現在（障害者自立支援給付事業報告 8 月分）を記載しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	利用者数/月	61	64	67

(4) 入所系サービス

高齢の施設入所者の老人福祉施設への移行や、地域移行の受け皿となるグループホームへの移行が進んでいないため、家族の介護が困難となった障がい者の施設入所待機が増加傾向となっています。施設入所から地域生活への移行推進等を図り、施設入所待機者の解消を図ります。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます）
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする方で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の人 ③筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の人	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設入所支援	人/月	65	64	65	64	65	65
療養介護	人/月	12	12	12	13	12	13

※平成 29 年度実績は 7 月現在（障害者自立支援給付事業報告 8 月分）を記載しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	利用者数/月	64	63	62
療養介護	利用者数/月	14	14	14

(5) 相談支援

社会的障壁による障がいの多様化を背景に、個別制度の枠を超える横断的な課題を持つ相談内容が増加しており、相談支援にかかわる専門職を含めた人材育成の推進と、他職種・他機関の連携・調整による横断的な相談支援体制を構築します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者	計画相談支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続計画相談支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入所している精神障がい者	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
地域定着支援	居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人/月	8	47	10	61	13	47
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

※平成29年度実績は7月現在（障害者自立支援給付事業報告8月分）を記載しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	利用者数/月	50	51	52
地域移行支援	利用者数/月	1	2	3
地域定着支援	利用者数/月	1	1	1

（6）就労定着支援事業（新規事業）

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行います。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	利用者数/年	10	10	10
	1年後職場定着率	—	80%	80%

（7）自立生活援助（新規事業）

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対して、定期的に居宅を訪問のうえ、生活の状況を確認し、必要な助言や医療機関等との調整を行います。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	移行者数/年	2	2	2

3. 地域生活支援事業の推進

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	人/年	50	0	50	0	50	0

※平成29年度は12月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	有・無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自発的活動支援事業	人/年	20	0	20	0	20	0

※平成29年度は12月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	有・無	有	有	有

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

市における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	有・無	検討	有	検討	有	検討	有
住宅入居等支援事業	有・無	検討	無	検討	無	検討	無

※平成 29 年度は 12 月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	有・無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有・無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有・無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障害のある方または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	0	1	0	1	0

※平成 29 年度は 12 月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
成年後見制度利用支援事業	箇所	1	0	1	0	1	0
	人/年	1	0	1	0	1	0

※平成29年度は12月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	有・無	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	10	10	10	49	10	31
手話通訳者設置事業	箇所	1	0	1	0	1	0

※平成29年度は12月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	50	50	50
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

- 介護・訓練支援用具
- 自立生活支援用具
- 在宅療養等支援用具
- 情報・意志疎通支援用具
- 排泄管理支援用具
- 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
介護・訓練支援用具	件/年	5	3	5	0	5	1
自立生活支援用具	件/年	10	3	10	4	10	1
在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	6	5	2
情報・意志疎通支援用具	件/年	5	10	5	3	5	3
排泄管理支援用具	件/年	600	673	620	717	630	487
居宅生活動作補助用具	件/年	2	2	2	1	2	2

※平成 29 年度は 12 月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	給付件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付件数	5	5	5
情報・意志疎通支援用具	給付件数	5	5	5
排泄管理支援用具	給付件数	720	744	768
居宅生活動作補助用具	給付件数	2	2	2

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
手話奉仕員養成研修事業	人/年	1	0	1	0	1	0

※平成 29 年度は 12 月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数	1	1	1

(9) 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
移動支援事業	実人数/年	—	64	—	67	—	75
	延時間/年	5,200	5,507	5,200	5,013	5,200	4,002

※平成29年度は12月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	実利用者数	70	70	70
	延利用時間	5,200	5,200	5,200

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	延人数/年	240	324	240	298	240	276

※平成29年度は12月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	2	2	2
	実利用者数	300	300	300

(11) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
訪問入浴サービス事業	人/年	2	3	2	4	2	4

※平成29年度は12月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数	4	4	4

(12) 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

【第4期計画と実績】

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
日中一時支援事業	延回数/年	1,540	1,358	1,540	1,180	1,540	643
	人/年	170	180	170	204	170	94

※平成29年度は12月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	延回数	1,440	1,440	1,440
	実利用者数	15	15	15

(13) 更生訓練費給付事業

施設に入所し、または通所している障がい者等で社会復帰の訓練を受けている方に対し、更生訓練費（更生訓練を効果的に受けることができるよう必要な経費に充てられるために支給される金銭）を支給します。

【第4期計画と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
更生訓練費給付事業	人/年	1	0	1	0	1	0

※平成 29 年度は 12 月末日までの実績で計上しています。

【第5期計画の見込】

	実施	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
更生訓練費給付事業	実利用者数	1	1	1

第4章

障がい児の支援に関する調査

1. お子様への支援アンケート

《調査の概要》

(1) 調査目的

本市の障がいのある子どもとその家族の生活の状況やニーズ等を把握し、調査結果を踏まえた支援の提供体制などの確保に係る目標や、必要な支援の量の見込みを立てた第1期対馬市障害児福祉計画策定のための基礎資料としています。

(2) 調査対象者

平成29年4月1日現在、対馬市に住所を有する障がいのある平成11年4月2日以降に生まれ以下の条件を満たす児童82名を対象に調査を実施しました。

○対象者の内訳

- ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付児童 52名
- ② 障害福祉サービス受給者証の交付対象児童 30名

※兄弟姉妹で①又は②に該当する場合は、年下の児童を対象に調査を実施しました。

(3) 調査方法

調査は自記式の質問紙調査票（アンケート）を用いました。

調査は、お子様の属性、生活の中で困っていること、日常的な支援者、相談先、障がい福祉サービスの利用状況、親の会などの自主的な集まりへの参加、乳幼児のお子様の通園・通学の状況、就学後のお子様の状況、お子様が安心して暮らせるまちづくりのために充実が必要なものと項目に分けて作成し、「乳幼児」、「義務教育」、「15歳以上」の対象者の年齢区分に応じた調査項目を選択するものとしました。

(4) 回収結果

調査対象児童82名のうち32名から回答が得られました。（回収率39.0%）

- 本文中、「n=」と表記しているものは、集計対象の母数を表します。
- 割合（%）は、小数点以下第1位を四捨五入しています。

2. 調査の結果

(1) 回答者の属性

① 回答者の特性

有効回答者32名の特性を「表1」に示しました。年齢別では、「義務教育」16名（53%）、で最も多く、性別は、男性19名（59%）、女性12名（38%）となっています。また、障がい名・診断名の状況は、発達障がい17名（57%）と最も多く、次に、発達の遅れと知的障がいそれぞれ8名（27%）で、重複障がいを持つ子どもは、12名（40%）となっています。

表1 対象者の特性

		人数	割合 (%)
年齢 (n=30)	乳幼児 (0-5 歳)	6	20
	義務教育 (6-14 歳)	16	53
	15 歳以上	8	27
性別 (n=31)	男性	19	61
	女性	12	39

表2 障がい名・診断名 (複数回答)

		人数	割合 (%)
障がい名・診断名 (n=30) ※該当するすべての障がい について調査を行いました。 そのため、重複障がいがある場合は、それぞれの障がいに計上されるため、合算 100%には なりません。	視覚障がい	1	3
	聴覚障がい	1	3
	肢体不自由	5	17
	音声言語	2	7
	内部障がい	0	0
	知的障がい	8	27
	発達障がい	17	57
	発達の遅れ	8	27
	精神障がい (てんかん)	2	7
その他	6	20	
重複障がいの有無 (n=30)	有	12	40
	無	18	60

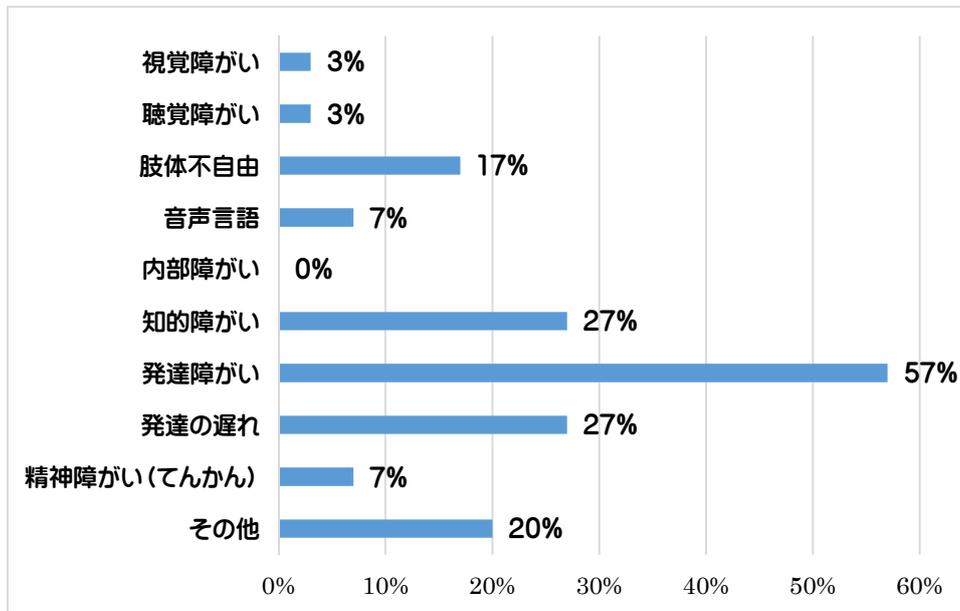


図1 障がいの状況 (n=30)

① 主な居住場所

子どもの主な居住場所については、図2に示すとおり、「自宅」が94%を占めています。

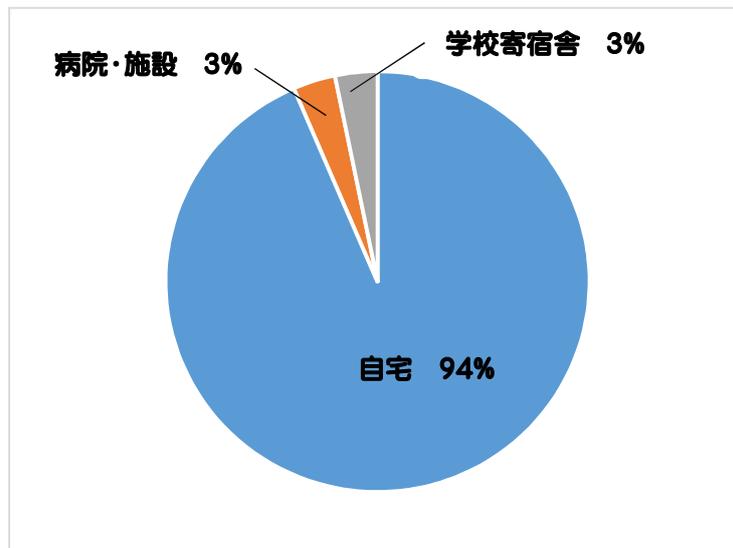


図2 主な居住場所 (n=31)

② 障がいの指摘年齢

発達の遅れや障がいについて指摘を受けた年齢について、視覚・聴覚・音声言語、肢体不自由、知的障がい、発達障がい、発達の遅れ、精神障がいの分析を行ったところ、表3に示す結果となりました。平均はそれぞれの障がい特性を反映した年齢と考えられますが一方、知的障がい16歳、発達障がい14歳の時に指摘を受けた事例がありました。

表3 障害区分別指摘年齢

障害区分	対象数	平均年齢	最小年齢	最大年齢
視覚・聴覚・音声言語	4	0.75	0	3
肢体不自由	4	2.5	0	6
知的障がい	9	7.7	0	16
発達障がい	13	6.0	2	14
発達の遅れ	8	2.4	0	4
精神障がい	2	0	0	0

③ 家族構成（複数回答）

家族構成については、図3に示すとおり、「母」が97%と最も多く、次に「父」が87%を占めています。また、母子又は父子家庭は16%を占めています。

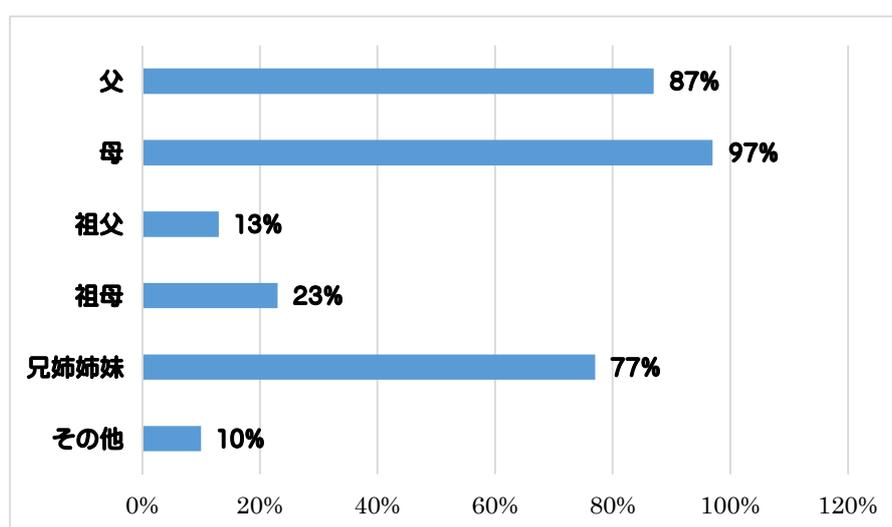


図3 家族構成（n=31）

今回の調査は、同一世帯からの回答がないように兄弟姉妹で障がい等ある子どもは、年齢の低い子どもを対象として、手帳を所持する子どもや発達障がい等で通所事業所を利用者している子ども82名に対して調査し、回答のあった32名の属性を分析しました。

回答者の特性で示したとおり、重複障がい者は40%で、障がい名・診断名のとおり、発達障がいを有する者が半数を占めている現状が把握できました。

障がいの指摘年齢の結果からは、概ね障がい特性を反映した結果と考えられます。現在、発達障がいについては、乳幼児健診で早期発見後、早期療育につなげていく支援方法を行っていますが、障がいの指摘時期に相談しなかったこと、困っていたこと、欲しかった情報等での意見からは、指摘時期の保護者の不安、子どもの将来に対する不安等について意見が寄せられました。その中でも、同境遇の子どもを持つ保護者の経験を聞いたり、相談したいとの意見や、将来の進学や就職等の情報の提供について、保護者の不安を解消するため、支援の充実を図る必要があります。

(2) 生活の中で困っていること

① 生活の中で困っていること（複数回答）

生活で困っていることについては、図4に示すとおり「特になし」が31%最も多く、次に「排泄」と「その他」が25%を占めています。「その他」の自由記載として、規則正しく生活をする、整理整頓、集中力、学校準備など発達障がいの特性からくると思われる困りごとの意見も聞かれました。

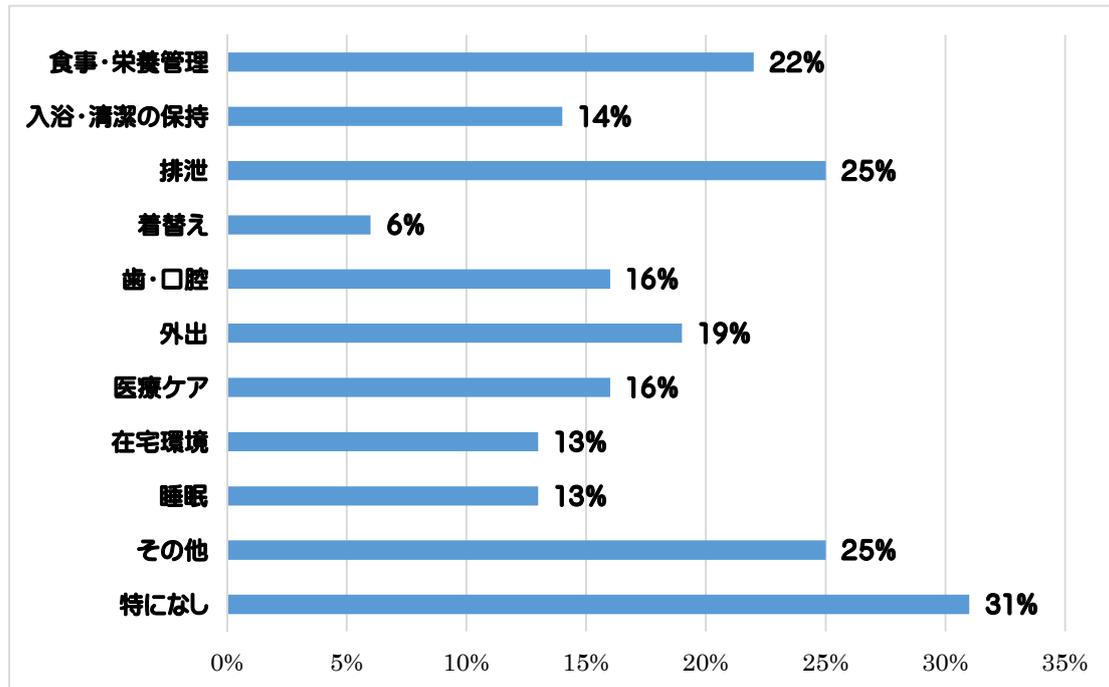


図4 生活の中で困っていること (n=32)

生活で困ることについては、「排泄」、「食事」のほか、「その他」の自由記載として、「規則正しく生活をする」、「整理整頓」、「集中力」、「学校準備」など幼少期や、小学校期の発達過程にある児童期の特性が表れています。

発達過程にある児童期では、自立に近づく支援が必要であり、障害の特性に応じて、家庭や就園・就学機関、通所事業所等の関係機関が一貫して実施されることが重要です。成長に合わせて家族の介護負担も増大する時期でもあるため、介護の軽減を図るサービス等の支援の充実が必要と思われます。

(3) 日常的な支援者

① 日常的な支援者（複数回答）

子どもを日常的に支援している家族については、図5に示すとおり「母」が75%と最も高く、次に「父」が53%を占めています。また、「支援はほとんど必要ない」と回答した方が22%を占めています。

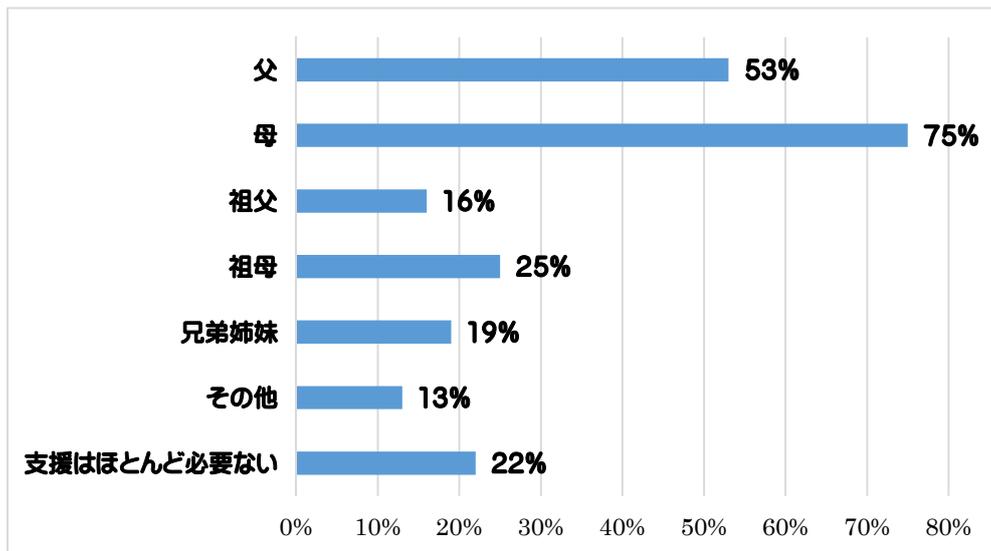


図5 日常的な支援者（n=32）

② 主な支援者

日常的な支援者のうち、主な支援者について、「母」が84%と大半を占めています。

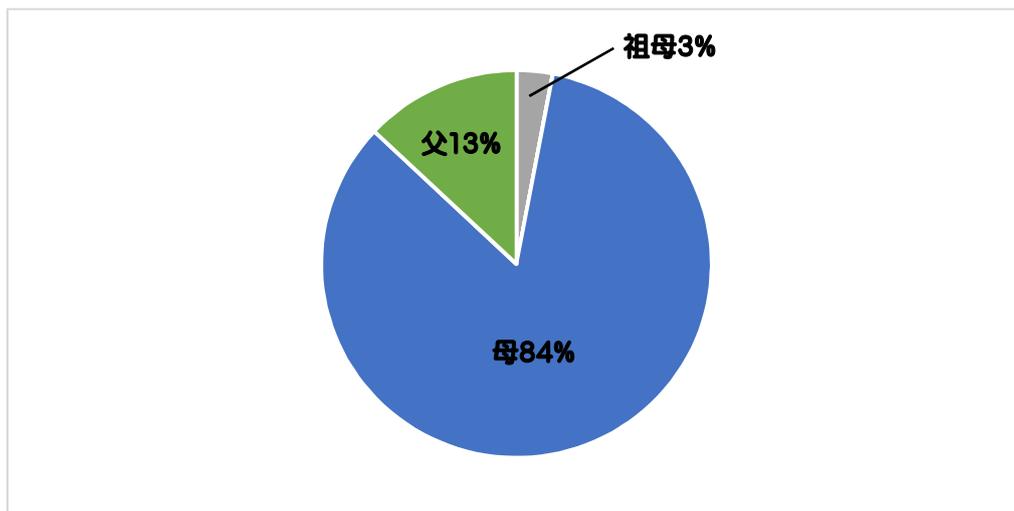


図6 主な支援者（n=31）

③ 主な支援者の就労状況

主な支援者の就労状況については、図7に示しているとおり、「未就労」が46%で半数を占め、次に「パート」が29%となっています。

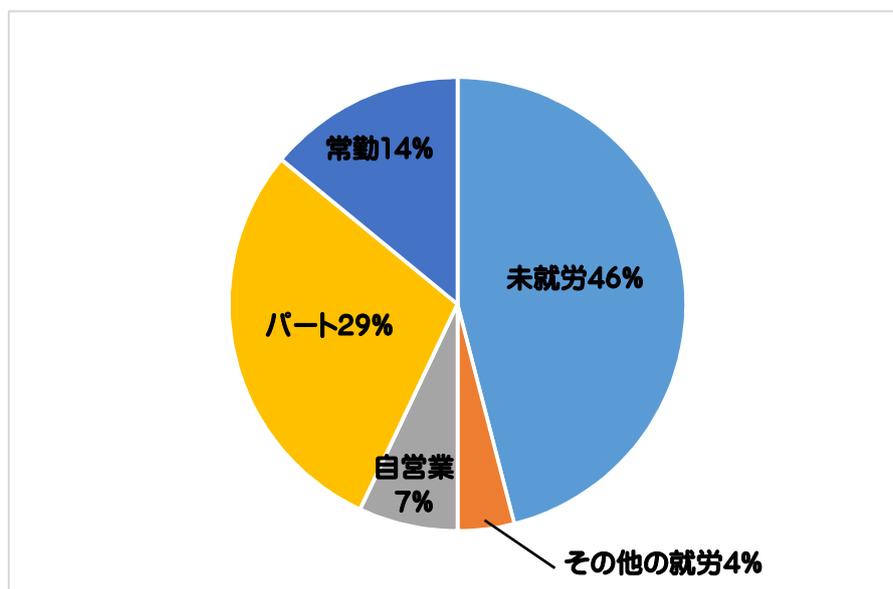


図7 主な支援者の就労状況 (n=28)

④ 主な支援者が就労していない理由 (複数回答)

主な支援者が就労していない理由については、図8に示しているとおり「子どもの支援のために就労できない」が47%を占め、「支援者が心身不調のため」が20%を占めています。

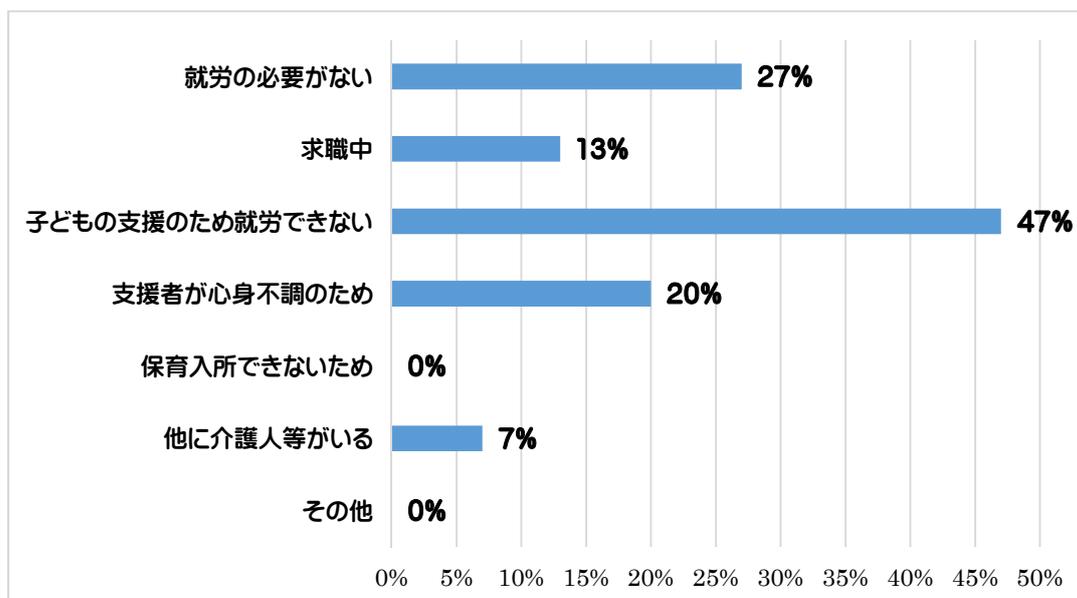


図8 主な支援者が就労していない理由 (n=15)

⑤ 主な支援者の健康状態

主な支援者の健康状態については、図9に示しているとおりに「心身ともに良好」が57%を占め、「心身的な不調」及び「精神的な不調」並びに「心身ともに不調」な健康状態から支援を要する者が43%占めています。

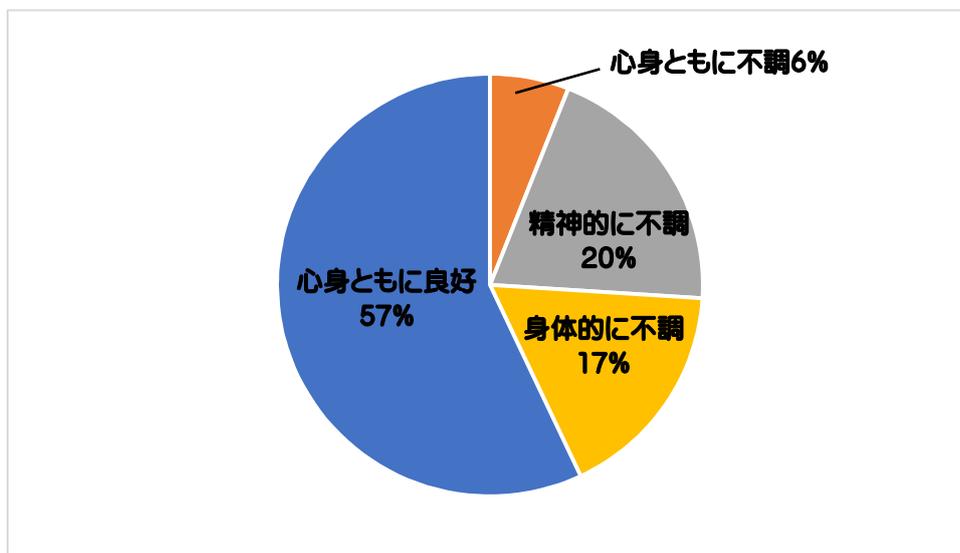


図9 主な支援者の健康状態 (n=30)

⑥ 主な支援者が自分の時間をつくれているかについて

主な支援者が自分の時間をつくれているかについては、図10に示しているとおりに「よくある」及び「時々ある」が60%を占め、「あまりない」及び「ほとんどない」が40%を占める結果となっています。

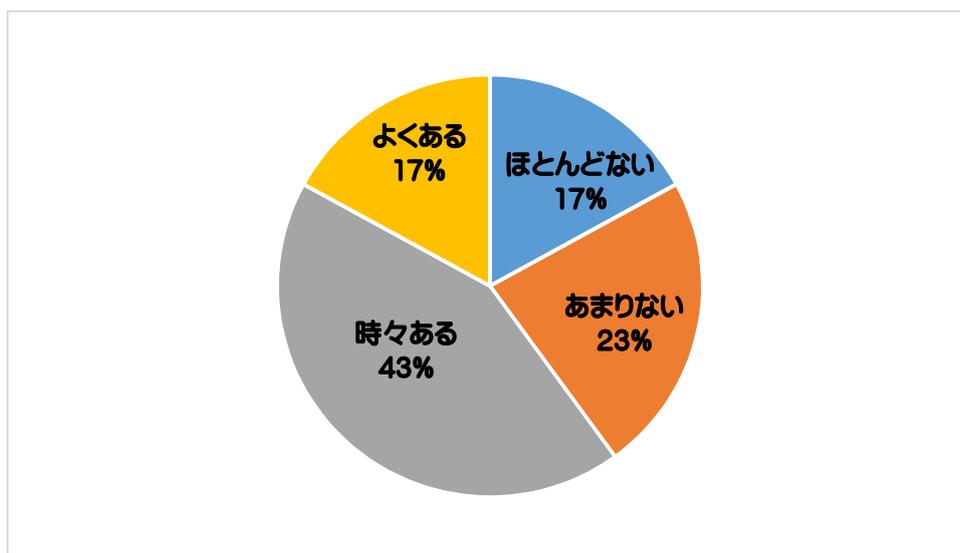


図10 主な支援者の自分の時間がつくれているかについて (n=30)

⑦ 主な支援者が支援を代わってもらった経験について

主な支援者が支援を代わってもらった経験について、図 11 に示しているとおりに「ある」が 59%を占め、「ない」が 41%を占める結果となっています。

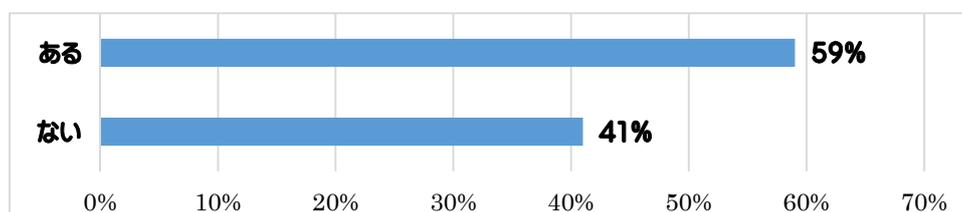


図 11 主な支援者が支援を代わってもらった経験について (n=29)

主な支援者の健康状態で不調と答えられた者が 43%占めています。また、支援者が自由な時間をつくれないと答えられた者が 40%占め、支援を代わってもらった経験のないと答えられた者も 41%いることから、子どもの支援に対して強い負担を感じている支援者が多いことが窺えます。

今後は、支援者の負担軽減や就労意欲のある者への支援を図るため、預かりや見守りといったサービスをさらに充実させることに加え、家族に対する相談支援機能の充実等が必要とされます。

(4) 子どもの相談先

① 子どもの相談先について

子どもの相談先について、図 12 に示しているとおりに、「家族・親族」が最も多く 64%、次に「医療機関」が 50%、「保育所・幼稚園・学校・施設等」が 43%で続きました。

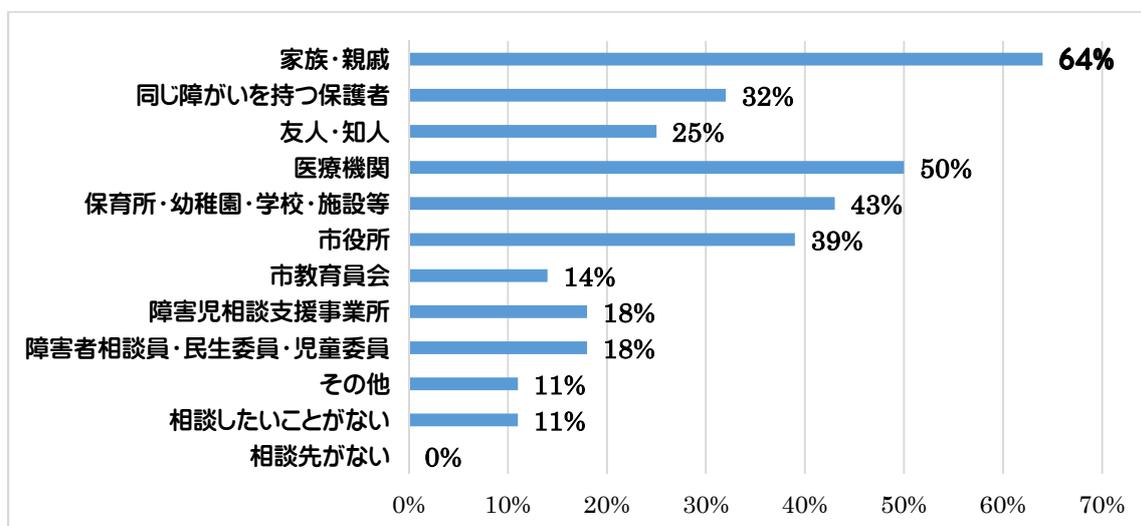


図 12 子どもの相談先について (n=28)

子どもの相談先については、「家族・親族」をはじめ、多くの者が何らかの相談先を挙げています。本市は、療育の中核となる「療育センター施設等」がないため、相談先として「医療機関」のほか、日中の多くの時間を過ごす「保育・幼稚・学校・施設等」と答えられた者も多くいました。また、「相談先がない」と答えられた者もいないことから、支援者が子どもの悩みを一人で抱え込むことなく、必要な時に相談できる支援者がいると考えられます。

一方で、「障害児相談支援事業所」や「障害者相談員・民生委員・児童委員」を相談先と答えた者が少数であることから、子どもの相談先として周知を強化する必要があります。

(5) 障がい福祉サービスの利用状況

① 福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービス（障害者総合支援法・児童福祉法に基づくもの）の利用状況については、図 13 に示すとおり「現在利用している」又は「以前利用していたが、今は利用していない」が58%を占めましたが、「制度を知らない」と答えた者も26%を占める結果となりました。

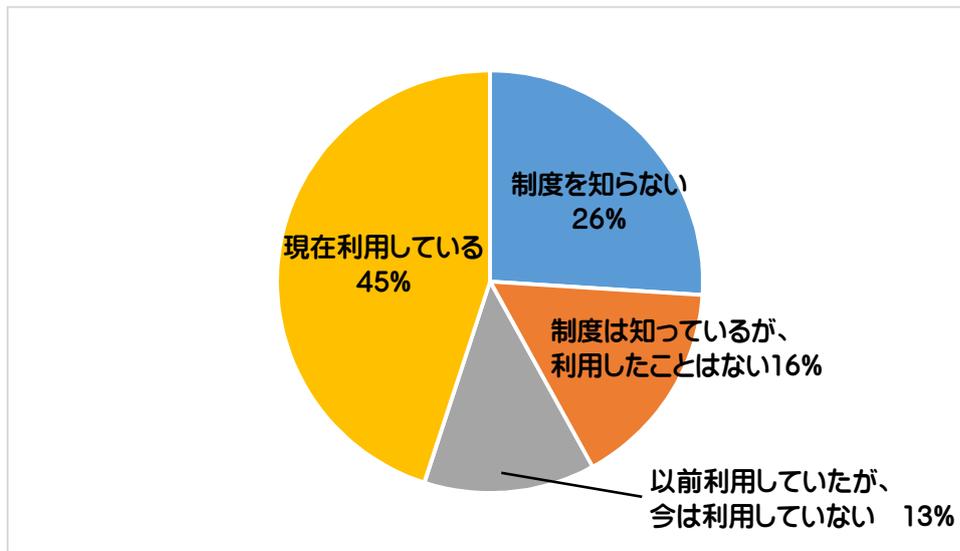


図 13 福祉サービスの利用状況 (n=31)

② 福祉サービスを利用しない理由

「以前利用していたが、今は利用していない」と「制度は知っているが、利用したことがない」と回答した者に対して、その理由を聞いたところ、図 14 に示すとおり、「必要がない」と「身近なところがない」が最も多く20%を占めました。「その他」の自由記載では、「施設の利用が1時間と短く、施設に通う他の子と接する機会がなかった。」、「小学校の生活や休みの時は、お友達と遊んだりできるようになった。」との意見がありました。

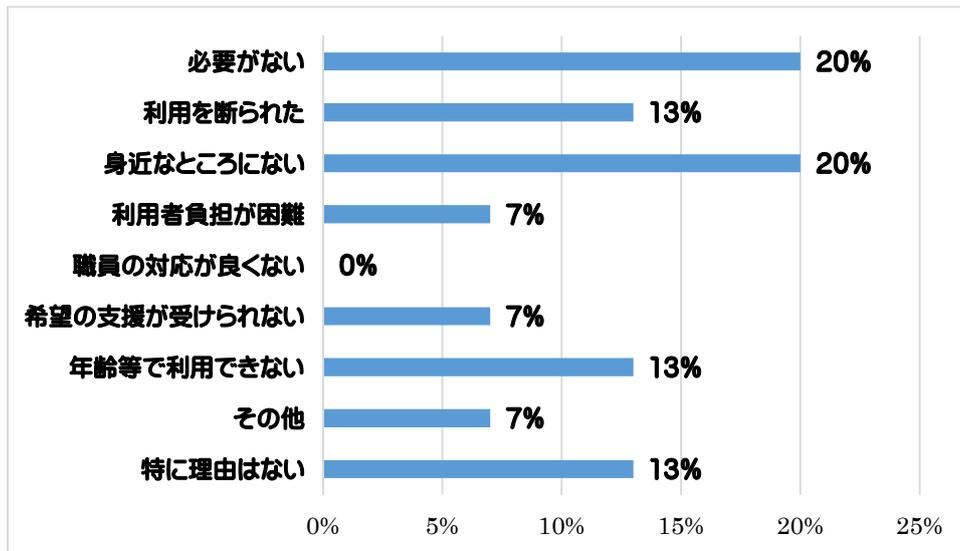


図 14 福祉サービスを利用しない理由 (n=15)

③ 利用している福祉サービス

「現在利用している」と回答した者に対して、現在利用している福祉サービスを聞いたところ、図 15 に示すとおり、「放課後等デイサービス」が最も多く 41%を占め、続いて「児童発達支援」が 35%を占める結果となりました。

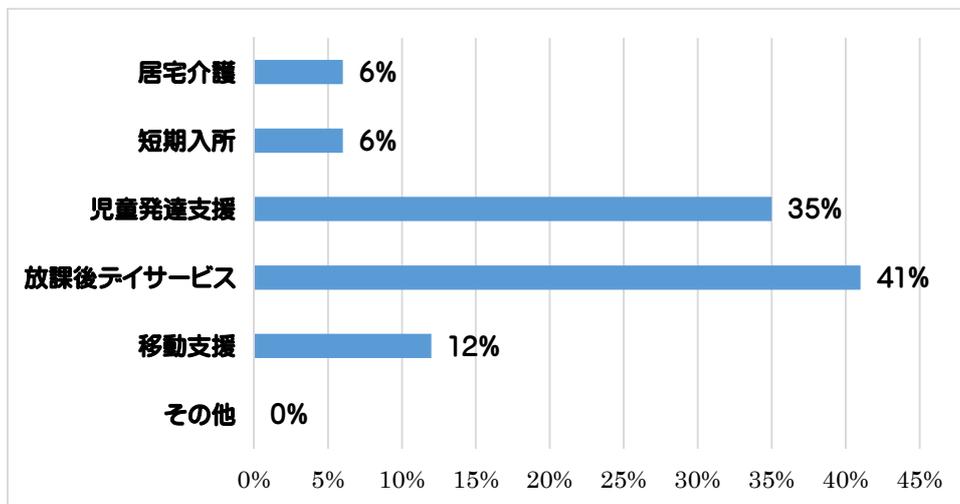


図 15 利用している福祉サービス (n=17)

④ 福祉サービスを利用している理由について

「現在利用している」と回答した者に対して、福祉サービスを利用している理由について聞いたところ、図 16 に示すとおり、「療育的理由」が最も多く 52%を占め、続いて「育児・介護の負担軽減」と「他児や他者との交流」が 24%を占める結果となりました。

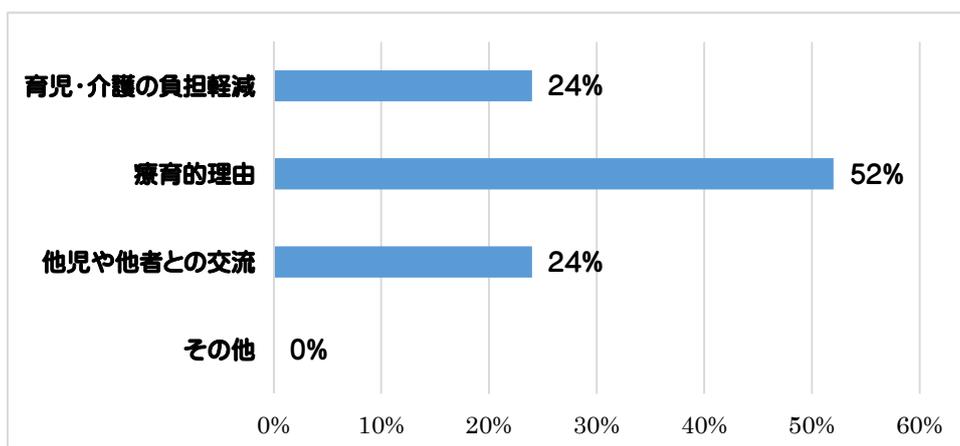


図 16 福祉サービスを利用している理由について (n=17)

⑤ 保育所等訪問支援サービス利用について

今後、保育所等訪問支援がサービス提供されることになった場合の利用希望を聞いたところ、「ある」と「ない」が50%ずつの結果になりました。

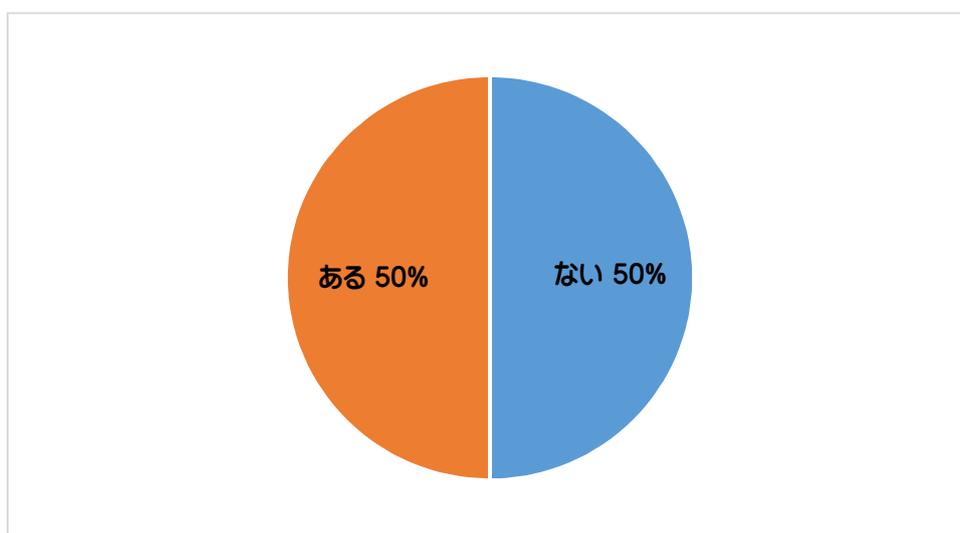


図 17 保育所等訪問支援サービス利用について (n=24)

障がい福祉サービスについては、「制度を知らない」と答えた者が26%となっており、制度の周知について、課題を残しています。サービスニーズとしては、「放課後デイサービス」と「児童発達支援」の通所系の預かりサービスが多い傾向にあり、今後の課題である「保育所等訪問支援サービス」についても、ニーズが高いことが分かりました。

また、サービスを利用しない理由の中には、「身近なところがない」と答えた者もいるように、通所系事業所に通うことが困難な地域もあり、ニーズに応じたサービス提供の環境整備が必要です。

(6) 親の会などの自主的な集まりへの参加

① 自主的な集まりへの参加状況

親の会など自主的な集まりへの参加状況について、図 18 に示すとおり、「ない」と答えた者が 67%を占める結果となりました。

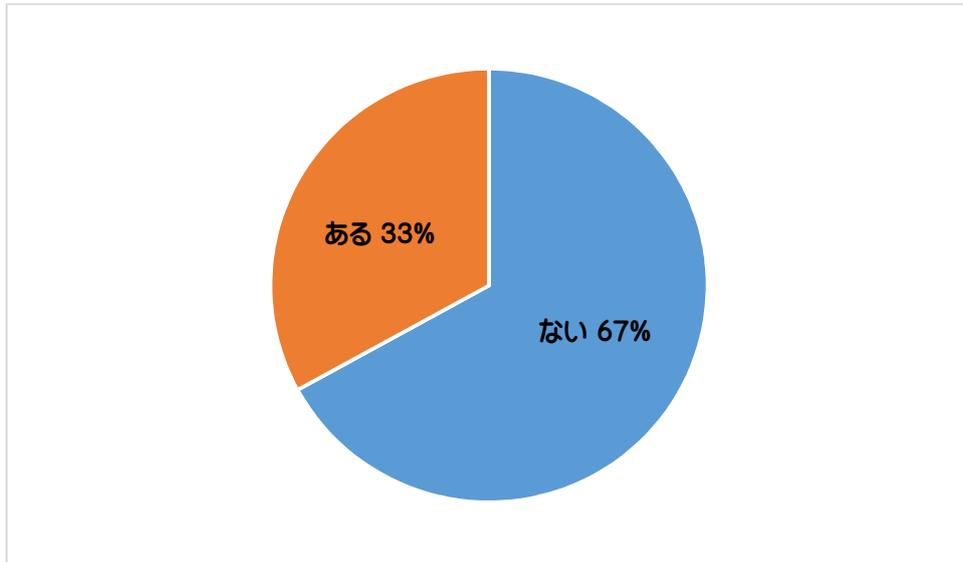


図 18 自主的な集まりへの参加状況 (n=24)

② 交流を図るための参加意向

どのような集まりに参加したいか聞いたところ、図 19 に示すとおり、「障がいの種類を問わない親子との交流」が最も多く 42%で、次に「同じ障がいの親子との交流」が 37%となっています。

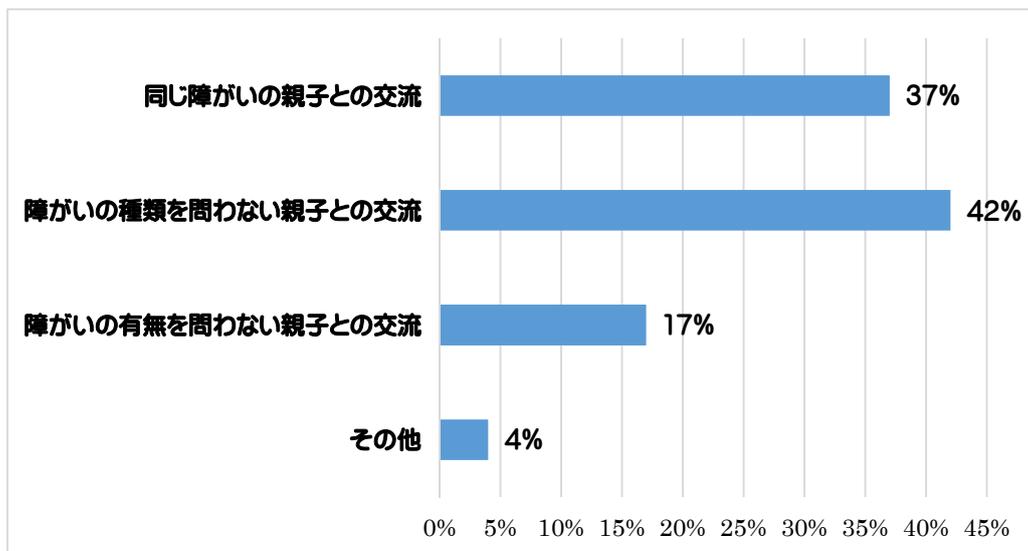


図 19 交流を図るための参加意向について (n=24)

③ 近隣との交流について

近隣との交流について聞いたところ、図 20 に示すとおり、「挨拶をする程度の相手はいる」が最も多く 52%で、次に「子育てを話し合える相手がいる」が 41%となっています。また、「交流はほとんどない」と答えた者が 26%を占める結果となりました。

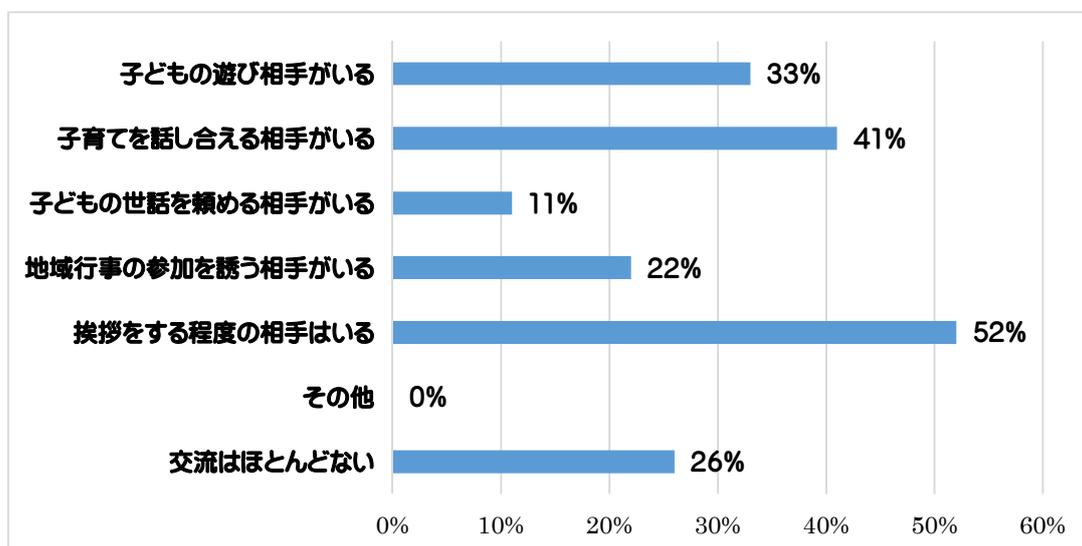


図 20 近隣との交流について (n=27)

自主的な集まりへの参加状況では、「ない」と答えた者が 67%を占めましたが、交流を図るための参加意向では、回答者の 96%が交流への参加意向があることが分かりました。また、交流への参加意向では、回答者の 79%が「同じ障がいの親子」及び「障がいの種類を問わない親子」との交流を望んでいることが分かりました。同じ悩みや問題を相談することができること等の期待の反面、障がい等があることで交流に参加しづらい現状が推察されます。

次に、近隣との交流状況からは、「子育てを話し合える相手がいる」が 41%をしているものの、「挨拶をする程度」と答えた者は半数を占め、さらに、「交流がほとんどない」と答えた者も 26%を占める結果から、障がいのある子どもや家族が地域住民と交流が図られるよう、障がいの啓発を進めることや、その子どもの理解者を増やしていくなどの、多様な関わりが必要です。

(7) 乳幼児のお子様の通園・通所の状況

① 通園・通所の利用状況

乳幼児の利用している通園・通所機関について聞いたところ、図 21 に示すとおり、「児童発達支援」が最も多く 47%、次いで「保育所」と「幼稚園」が 27%を占める結果となりました。

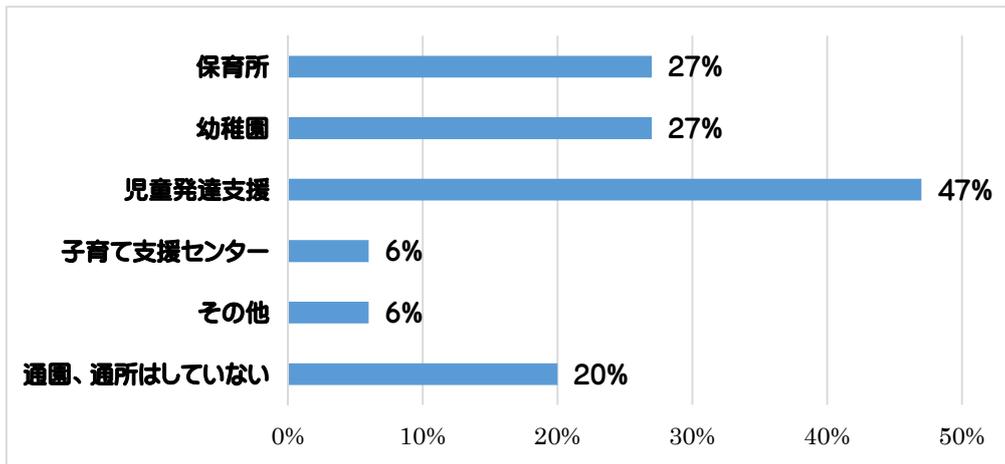


図 21 通園・通所の利用状況 (n=15)

乳幼児は、通所機関の専門的な支援を受けつつ、障がい特性に応じた支援を日常生活の場である保育所・幼稚園においても一貫して実施されることが望ましく、関係機関の連携体制についてシステム化が必要となっています。調査結果では、「児童発達支援」の通所利用は47%を占めていますが、「保育所」と「幼稚園」は27%と利用が低い状況となりました。その要因としましては、入園後の障がい児の支援について、保育所等訪問支援が未実施であることが考えられます。

(8) 就学後のお子様の状況

① 在籍している学校・学級

現在、在籍している学校・学級を聞いたところ、図 22 に示すとおり、「特別支援学校に在籍」が36%と最も多く、次に「特別支援学級に在籍」が24%を占める結果となりました。

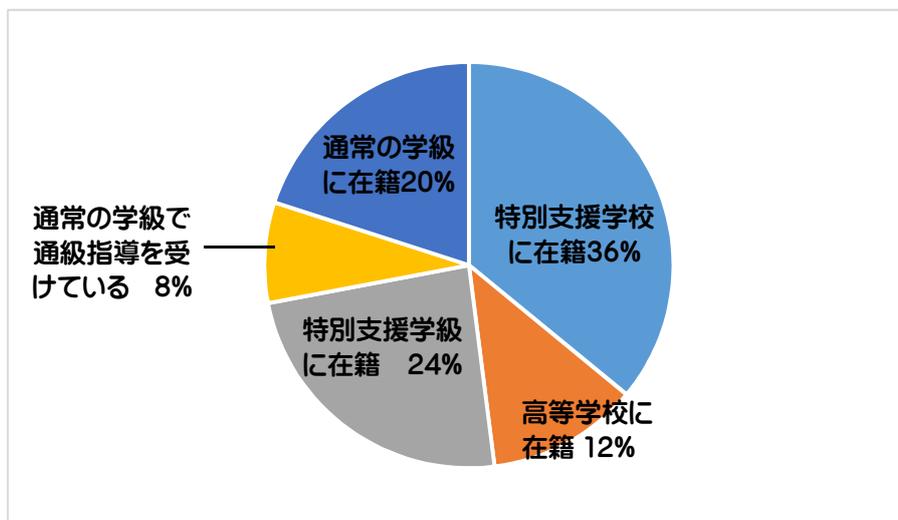


図 22 在籍している学校・学級 (n=25)

② 放課後・休日・長期休暇の過ごし方

放課後・休日・長期休暇の過ごし方を聞いたところ、図 23 に示すとおり、「家族と過ごす」が 93%と最も多く、次に「一人で過ごす」が 26%を占める結果となりました。

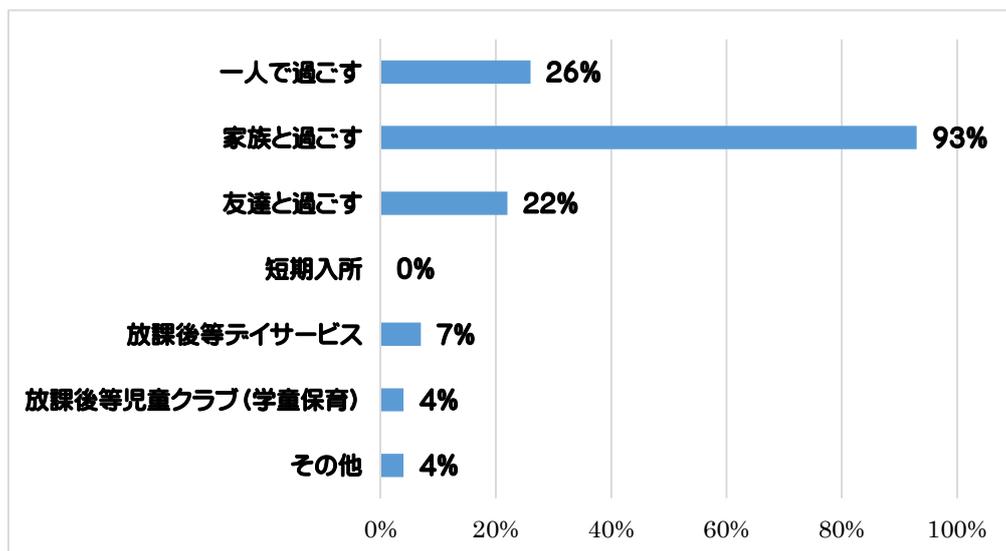


図 23 放課後・休日・長期休暇の過ごし方 (n=27)

③ 通学の状況 (一人で通学しているか)

一人で通学しているか聞いたところ、図 24 に示すとおり、「している」が 54%、「していない」が 46%の結果となりました。

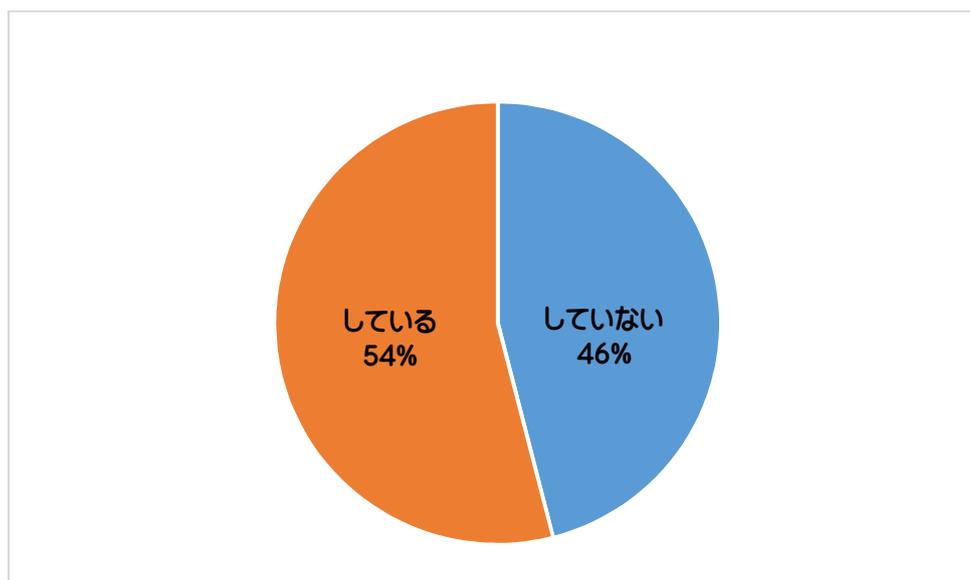


図 24 通学の状況 (n=26)

④ 通学で困っていること

「一人で通学していない」と答えた者に、通学で困っていることを聞いたところ、図 25 に示すとおり、「特になし」が 58%で最も多く、次に「仕事ができない・制約される」、「替わる人がいない」、「心身の負担が大きい」が 25%を占める結果になりました。

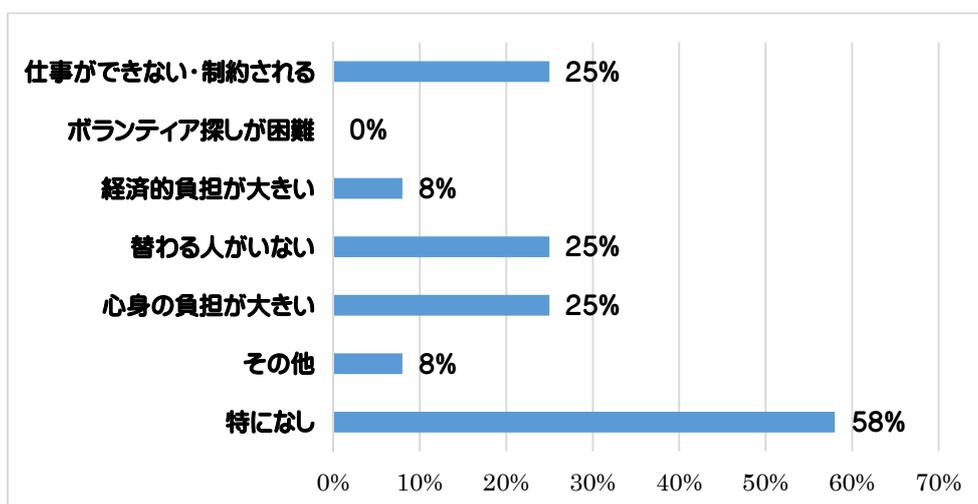


図 25 通学で困っていること (n=12)

⑤ 卒業後の進路希望

15 歳以上の生徒の卒業後の希望進路を聞いたところ、図 26 に示すとおり、「就労訓練・福祉就労」が 50%で最も多く、次に「進学」が 43%、「一般企業」が 36%となっています。また、「わからない」と答えた者も 29%占める結果になりました。

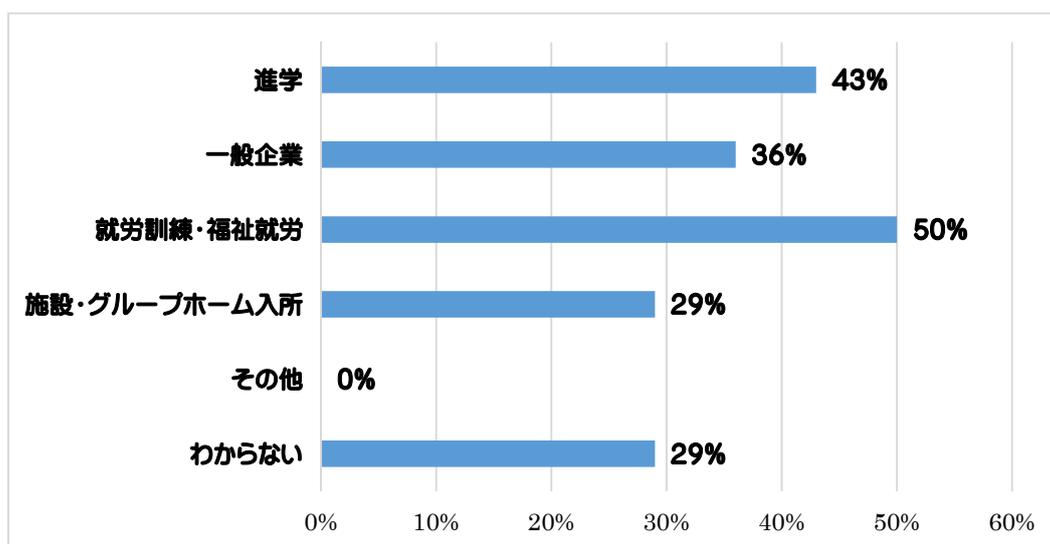


図 26 卒業後の進路希望

小学生から高校生までの放課後・休日・長期休暇の過ごし方では、「家族と過ごす」と答えた者が 93%と最も多い結果となりましたが、「一人で過ごす」と答えた者も 26%で、家

庭の事情により家族と過ごすことがない者もあり、放課後児童クラブや、放課後等デイサービスの充実も図ってきたところではありますが、身近な地域で預かりサービスを利用できない者もいるため、サービス体制の整備に向けた取り組みが必要です。

また、通学では、市の裁量において特別支援学校への送迎支援を実施しており、通学で困っていることはないかとの問いに 58%の者が「特になし」と回答されています。一方で、「仕事ができない・制約される」、「替わる人がいない」、「心身の負担が大きい」と回答された方もおり、障がい福祉サービスの対象とならない通学時の家族の負担軽減の対策が必要と考えます。

15 歳以上の生徒の卒業後の希望進路では、「就労訓練・福祉就労」や「一般企業」への就労希望のほか、「進学」希望者も 43%いることが分かりました。特に、就労面では、市内の関係機関で協議を行いながら、長崎労働局や長崎県が実施する障害者就業・生活支援センターの設置に向けた取り組みを行います。

(9) 安心して暮らせるまち

① 安心して暮らせるまちづくりのために充実が必要なもの

安心して暮らせるまちづくりのために充実が必要なものを聞いたところ、図 28 に示すとおり、「障がいの理解啓発」と「学校教育の充実」が 50%で最も多く、次に「就業訓練・就労支援の充実」が 39%、「相談窓口の充実」が 36%を占める結果となりました。

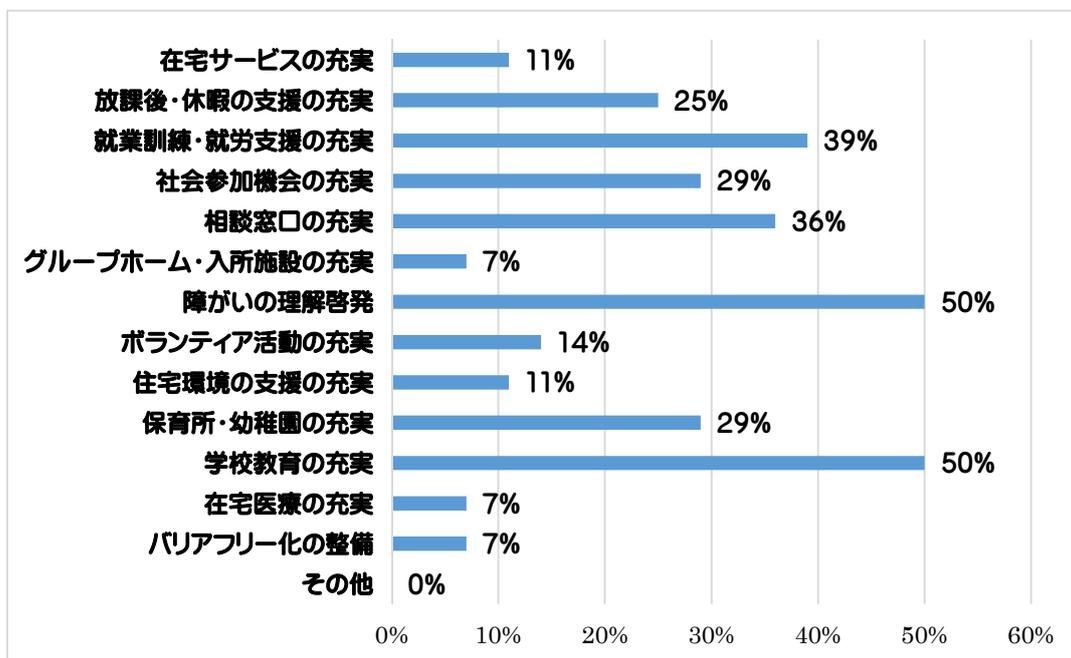


図 27 安心して暮らせるまちづくりのために充実が必要なもの (n=28)

まちづくりに関しては、「障がいの理解啓発」、「学校教育」、「職業訓練・就労支援」、「相談窓口」の意見が多く、将来に対する不安や現状の負担を反映した結果と推測されます。

(10) 自由記入

No.	年齢区分	記載内容
1	乳幼児	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある子どもを持つ親の不安が減るような保育所、幼稚園の充実をお願いしたい。・医療行為を必要とする重度の子どもも通えるようにしてほしい。・障がいのため島外の医療機関に通院するための交通費の軽減を行ってほしい。・障がいのある子どもの保護者に必要な情報をわかりやすく教えてほしい。・障がいのある子どもが住みやすいまちづくりをお願いします。
2	義務教育	<ul style="list-style-type: none">・進学と就労について手厚く支援をしてもらえる体制を整備してほしい。・自閉症やコミュニケーションがうまくとれない子供達が交流でき、話し相手となるボランティアの方や、いろんな人と交流できる場所を提供してほしい。・子どもの障害に対して、学校の児童に理解してもらえるように話せる機会がほしい。
3	15歳以上	<ul style="list-style-type: none">・障がい者用トイレを増やしてほしい。・障がいに対する理解が少ないと感じるため、もっと啓発活動を行ってほしい。・障がいのある人が一般企業にもっと就労できるよう働きかけを行ってほしい。・親はずっと子どもと一緒にいれません。障がいを持つ子どもたちが自立して生きていけるような支援体制を整備してほしい。

3. 関係団体等ヒアリング調査

(1). ヒアリングの概要

① 関係団体等ヒアリングの目的

「第1期対馬市障害児福祉計画」の策定にあたり、個別の具体的なニーズを、当事者などの声に直接耳を傾けることにより、詳細な状況や、今抱えている様々な問題等を把握することを目的として実施しました。

ヒアリングの内容としては、課題・問題点や今後の要望などを中心に意見等を伺いました。

② 調査方法

文書による照会調査を実施しました。

③ 調査協力団体・事業者等

○サービス提供事業者

- ・対馬こども療育デイサービスセンター
- ・ブライトステップス

④ 調査内容

○サービスを利用する児童の子ども・子育て支援等の利用状況について

貴事業所でサービスを提供する児童が、現在利用している子ども・子育て支援施設の利用者数について、把握されている範囲でお聞かせください。

○サービスを提供する上での問題点や課題について

サービスの提供にあたって、現在感じている問題点や課題等がありましたらお聞かせください。

○独自支援や連携状況等

障がい児のための独自の支援、他の支援団体・行政・事業所との連携状況など、何かありましたらご記入ください。

○児童発達支援センターの設置

国は、平成32年度末までに各市町村又は県の圏域毎に児童発達支援センターを設置するよう基本指針が示されました。本市に設置後に期待される支援内容や、連携等の考えられる問題点などがありましたらご記入下さい。

○保育所等訪問支援体制の構築

国は、平成32年度末までにすべての市町村で保育所等訪問支援を構築するよう基本指針が示されました。そこで、もし、貴事業所が当該事業を実施すると仮定した場合、想定される問題や、連携等支援の要望などがありましたらご記入ください。

(2) ヒアリングの結果

関係団体から頂いた様々な意見を記載しています。

【具体的な意見】

○サービスを利用する児童の子ども・子育て支援等の利用状況について

子ども・子育て支援施設	A 事業所	B 事業所	合 計
保育所	3人	1人	4人
幼稚園	5人	人	5人
認定こども園	人	人	人
子育て支援センター	人	人	人
放課後児童健全育成事業（学童保育）	1人	3人	4人
その他	人	人	人
合 計	9人	4人	13人

○サービスを提供する上での問題点や課題について

- ・利用児の兄弟児童を預かってもらえないところがない。（保護者や対象児と密に関わることが難しくなる。）
- ・事業所が増えたり、療育的なことを市や病院などでも同じように受けられるためそれぞれの役割やすみ分けができていないように感じられます。すみ分けがもう少しできると、連携をとりながら一つの方向に向かっていけるのではないかと思います。今は、それぞれのやり方でバラバラに行っている感じがします。

○独自支援や連携状況等

- ・県立こども医療福祉センターから、スタッフの技術向上のための支援を年に1～2回受けています。
- ・子どもが通っている学校・保護者・事業所で集まり、定期的に合同相談支援会議を行い、学校との連携を図っています。会議の場では、子どもの様子や特性について共有を行い、支援の方向性について共通理解し、一貫性のある支援につなげています。

○児童発達支援センターの設置

- ・意見なし

○保育所等訪問支援体制の構築

- ・スタッフの人員不足や予算の問題や、スタッフの質について、それなりの経験や知識がなければ訪問支援において求められる支援ができないのではないかと考えます。
- ・現在も学校や保護者、その関係機関において、児童発達支援、放課後デイサービスや相談支援事業所のそれぞれの業務内容や役割が周知されていません。そのため、保育所等訪問を行う仮定すると、更に学校や保護者がそれぞれの事業の業務内容や役割を理解していくのに時間がかかり、周知されていくのが難しいと考えます。

第5章

障害児福祉計画

1. 子ども・子育て支援等の体制整備

(1) 障がい児の受入れの体制整備

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく、「対馬市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」との調和を図り、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や幼稚園、子育て支援センター、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れ体制整備を行います。

【第 1 期計画の見込み】

種 別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量（人）	定量的な目標（見込み）（人）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	5	5	5	5
幼稚園	5	5	5	5
子育て支援センター	2	2	2	2
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	2	2	2	2

(2) 障がい児支援等に関する情報発信

障がいの指摘時期の保護者への支援情報や、ライフステージに応じた情報、障がいを抱えた子どもを持つ保護者の集まりの場の情報等を、支援パンフレットの作成、広報紙や市のホームページに掲載して情報を発信します。

2. 障がい児支援の提供体制に係る目標

(1) 児童発達支援センターの設置

国の基本方針

平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを、各市町村又は圏域に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方

本市においては、国の基本方針に基づいて平成 32 年度までに児童発達支援センターを 1 カ所設置するよう検討します。

(2) 保育所等訪問支援体制の構築

国の基本方針

平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
また、保育所等訪問支援の利用者数に関しては、アンケート調査等による本市の実情を考慮し、目標値を 12 人と推計します。

(3) 主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保

国の基本方針

平成 32 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、保育所等訪問支援を利用できる重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を 1 カ所確保します。

(4) 医療ケア児が適切な支援を受けられるための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る協議の場の設置

国の基本方針

医療ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに各市町村又は圏域に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る協議の場の設けることを基本として目標値を設定する。

目標設定の考え方

国の基本方針に基づいて、関係機関の連携を図るための協議の場を設けることを基本としますが、本市においては、対馬市地域自立支援協議会の代表者会議及び実務者会議の構成員に保育機関を加えて組織し、協議を行います。

3. 児童福祉法によるサービス等の量の見込み

平成 30 年度から平成 32 年度までの児童福祉法によるサービス等の必要量の見込み及び提供体制整備についての基本的な考え方は以下のとおりです。

:

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「対馬市子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障がいのある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

【サービスの対象者と内容】

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	障がい児	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がい児	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）を利用するすべての障がい児	障害児支援利用援助は障害児通所給付費の申請に係る障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行います。継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

【第4期計画（障害福祉計画）と実績】

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	人/月	20	20	20	19	20	14
	人日/月	144	136	160	150	160	79
放課後等デイサービス	人/月	20	27	20	30	20	29
	人日/月	160	295	160	408	160	327
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	3	54	4	49	4	60

※平成 29 年度実績は 7 月現在（障害者自立支援給付事業報告 8 月分）を記載しています。

【第 1 期計画の見込み】

	実施	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用者数/月	20	20	20
	人日分/月	160	160	160
放課後等デイサービス	利用者数/月	30	30	30
	人日分/月	420	420	420
保育所等訪問支援	利用者数/月	4	8	12
	人日分/月	32	64	96
医療型児童発達支援	利用者数/月	0	0	0
	人日分/月	0	0	0
障害児相談支援	利用者数/月	54	58	62

(2) 居宅訪問型児童発達支援事業（新規事業）

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを構築します。

【第 1 期計画の見込み】

	実施	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	1	1	1
	人日分/月	23	23	23

第6章

計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障がいのある方が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

2. 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある方が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく、専門職の確保が重要となります。市における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質向上

複雑・多様化しつつある障がい者ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じ、行政職員の障がいのある方への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3. 計画の進行管理

自立支援協議会において、本計画の推進上の問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障害福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方に基づき本計画の円滑な運用を図ります。

○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(PLAN)」「実行(DO)」「評価(CHECK)」「見直し(ACTION)」のプロセスを順に実施していくものです。

